

## 平成27年白老町議会議案説明会会議録

平成27年 2月23日(月曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 4時12分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会第1回定例会3月会議議案説明
- 

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会第1回定例会3月会議議案説明
- 

### ○出席議員(13名)

1番 氏家裕治君	2番 吉田和子君
3番 斎藤征信君	4番 大淵紀夫君
5番 松田謙吾君	7番 西田祐子君
8番 広地紀彰君	9番 吉谷一孝君
11番 山田和子君	12番 本間広朗君
13番 前田博之君	14番 及川保君
15番 山本浩平君	

---

### ○欠席議員(1名)

10番 小西秀延君

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副町長	白崎浩司君
教 育 長	古俣博之君
総合行政局長	岩城達巳君
総合行政局財政担当課長	安達義孝君
総合行政局企画担当課長	高橋裕明君
総務課長	大黒克己君
町民課長	南光男君
生活環境課長	竹田敏雄君
生活環境課町民活動担当課長	中村英二君
産業経済課長	石井和彦君

産業経済課港湾担当課長	赤城雅也君
健康福祉課長	長澤敏彦君
健康福祉課高齢者介護担当課長	田尻康子君
下水道課長	田中春光君
教育課長	高尾利弘君
教育課(仮称)食育防災センター開設準備担当課長	葛西吉孝君
子ども課長	坂東雄志君
病院事務長	野宮淳史君
消防長	中村諭君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主幹	本間弘樹君

---

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） これより第1回定例会3月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

---

○議長（山本浩平君） 定例会3月会議に町長から提案のある議案は、各会計の補正予算8件、新年度の各会計予算12件、条例の制定一部改正廃止関係23件と市町村計画の変更1件協定書の締結1件、農用地の災害復旧費1件、合わせて46件であります。議案説明の日程に入ります前にお諮りいたします。議案の内容等によりまして説明の日程の変更をあらかじめ議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。それではそのように取り扱いをさせていただきます。順次議案の説明をいただきます。日程第1議案第27号白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について。議案第28号、白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、組織体制の構築において関連があり、あわせて、説明したいとの申し出がありますので、一括説明をお願いいたします。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） おはようございます。議案第27号白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第28号白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての議案を説明するに当たり、役場組織の改革についての私の考えを述べさせていただきます。私が町長に就任してまず組織の改革を行い、これまでの部性を廃止してスリム化を図っていきました。しかし、社会変化に対応できる行政組織とするためには絶えず組織を見直していくことが必要と考えております。現下の白老町取り巻く環境はこれまでも増して厳しいものがありますが、山積する行政課題に対しスピード感を持って解決していかなければなりません。特に2020年の象徴空間の整備に伴う活性化対策や人口減少対策などは、役場内部を引き締めて組織力を高め、全町を巻き込んで推進していなければならないと考えております。そこで私は平成27年4月から副町長を2人体制にして組織の強化を図ることが、これを実現するための最良の方策と考えております。副町長の1人は総務管理部門をもう1人は企画経済アイヌ政策などの事業部門を担当させリーダーシップの中、政策を着実に具現化させてまいります。さらには下の編成等につきましてもは新たな行政課題を検討し、課長職の能力を十分発揮させて2人の副町長のもと、組織内の連携を強化する体制の構築を目指し見直しを行いました。具体的な内容についてはこの後総務課長から説明させますが、本年4月1日からスタートする組織機構につきまして議案を提案いたしますのでよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは議案の説明をいたします。議-27の1ページをお開き願

います。議案第 27 号白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について。白老町副町長定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。ただいま町長から組織機構改革についての考え方が示されましたが、副町長を 1 人から 2 人にすることから副町長定数条例を改正するものでございます。次のページは議案説明であります。この後、別にお配りしている議案説明資料の行政組織機構改革についてを説明する際にあわせて説明をさせていただきたいと思っております。議案第 27 号については以上であります。続きまして議案第 28 号、白老課設置条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきたいと思っております。白老町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。このたび、行政組織機構の見直しを行い平成 27 年 4 月からスタートするため課設置条例を改正するものであります。見直しの内容につきましては少々お時間をいただきまして、別添の議案説明資料にて説明をさせていただきます。先ほどお配りしておりますピンクの表紙の資料でございます。まずこの中の最初のページになります。平成 27 年度白老町行政組織機構改革について、初めに組織機構改革の基本方針の背景についてであります。過去の機構改革の経緯でございます。これまで町民ニーズあるいは社会経済情勢を踏まえて組織機構の見直しを行ってきたところであります。過去の主な機構改革といたしましては平成 10 年度に助役 2 名体制への移行と部制を廃止、19 年には副町長を 1 名とし、さらに 21 年度から副町長を 1 名体制のまま部制を導入しました。直近では 25 年度から部制を廃止し理事を配置さらに総合行政局の体制強化をして現在に至っております。過去の機構改革につきましてはその都度一定の役割を果たしてきたものと認識しているところであります。このような経緯を踏まえて、本町におきましても行政課題が山積する現状に鑑み、組織の見直しを行うものであります。

次に組織機構改革の基本方針と概要についてであります。まず基本方針でございますが、1 点目として新たな行政課題に対応できる体制づくり、次のページ 2 点目として課長職の能力を十分発揮できる体制づくり、3 点目に組織内の連携を強化できる体制づくり、4 点目として町民にわかりやすい体制づくりで以上 4 点を基本方針としてございます。

次に、組織機構改革の概要についてであります。まず 1 点目、副町長の 2 人体制であります。今後町の発展に大きく寄与する民族共生の象徴空間整備を控え周辺整備や商工及び観光客の拡大などの成長戦略の推進、さらに少子高齢化対策人口減少対策及び産業振興対策など、山積する新たな行政課題により一層迅速かつ的確に対応するため、副町長の定数を 2 名とし体制の整備を整備強化を図るものでございます。2 点目、総合行政局の廃止であります。これまで総合行政局が中心となり策定した財政健全化プランは今後各部門が進行管理しながら、プランに基づく行政運営を行っていくこととなります。したがって統合した企画部門と財政部門はそれぞれ企画課、財政課とし、行政改革部門は総務課へ移行することとします。各部門におけるそれぞれの課題解決に向けた体制とするものであります。あわせて総合行政局を所管した辞職局長職は廃止いたします。3 点目、象徴空間整備推進体制の強化であります。民族共生の象徴となる空間の 2020 年度開設に向け体制を強化するため、まちづくりの主体となる企画課内にアイヌ施策推進室を配置し互いに連携しながら業務を推進いたします。4 点目、担当課長配置グ

ループの課及び室への昇格であります。業務量の増加に対応しましてグループを課及び室に昇格するものであります。健康福祉課内の介護グループ及び高齢者保健福祉グループを高齢者介護課に、総務課、交通防災グループを総務課危機管理室に、生活環境課アイヌ施策推進グループを企画課アイヌ施策推進室に、産業経済課港湾グループを経済振興課港湾室に昇格、あわせて担当課長は課長または室長といたします。さらに消防本部の消防管理課の予防グループを課に昇格させ予防体制の強化を図ります。5点目、課の再編であります。将来を見据えたさまざまな行政課題に対応できる体制を強化するため、これまでの2局12課その他担当課長を配置する組織体制から担当課長制度改めた上で2局15課4室に再編するものであります。

次に組織機構改革後の具体的な可能再編についてであります。まず総務課です。総合行政局行政改革グループを統合いたします。総務課危機管理室担当課長を配置している交通防災グループを総務課危機管理室とし、交通安全部門は生活環境課に移行することとしております。次のページです。財政課、総合行政局財政グループを財政課とし現在の会計課の契約財産管理グループ統合いたします。ここで公会計制度及び公共施設等総合管理計画の業務を担当いたします。

次に税務課及び町民課については変更ございません。健康福祉課、高齢者介護担当課長を配置している介護保険グループ及び高齢者保健福祉グループを分離いたします。高齢者介護課、高齢者介護担当課長の所管部門を高齢者介護課に昇格いたします。生活環境課アイヌ施策推進グループ及び町民活動グループの地域振興部門を企画課へ移行いたします。企画課、総合行政局企画グループを企画課とし、町民生活課、町民活動グループの地域振興部門を統合いたします。ここで公共交通の全体の業務を担当いたします。

次に企画課アイヌ施策推進室、生活環境課アイヌ施策推進グループを企画課アイヌ施策推進室といたします。経済振興課、産業経済課の農水産グループを分離し担当課長会としている営業戦略環境グループ及び商工労働グループを経済振興課に、そして課内室として港湾室を設置し、企業誘致とポートセールスを連行して行います。経済振興課港湾室、産業経済課港湾グループを経済振興課港湾室といたします。次のページです。農林水産課産業経済課から分離した農水産グループを農林水産課とし、あわせて建設課の林務緑化部門を統合いたします。建設課土木グループの林務緑化部門を農林水産課へ移行いたします。上下水道課は変更ございません。会計室、契約財産管理グループを分離しまして会計室といたします。議会事務局は変更ございません。学校教育課、教育課から社会教育グループを分離し学校教育課といたします。食育防災センター、これまでの学校給食センター機能は新センターに移行しセンター長に課長職を配置いたします。生涯学習課、教育課社会教育グループを生涯学習課に昇格させ、総合的な生涯学習の運営体制を強化いたします。子ども課変更ございません。消防本部消防管理課の予防グループを予防課として課に昇格するために、消防管理課を消防課といたします。町立病院及び監査委員室については変更ございません。次のページでございます。今説明してきました内容の機構図でございます。これにつきましてはご参照いただき説明は省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして次のページでございます。参考資料の1というものでございまして、まず1番目の表でございます組織数の推移ということで26年度と27年度の比較でございます。このちょっと米印の1ですけど、局は議会事務局、町立病院の2局としております。この比較いたしますと部署で2部署が減ということでございます。次2番目の管理職、課長職以上の人数でございますが、実質2部署が減っておりますので、比較としましてはマイナス2名ということになります。実数といたしましては平成26年度、2部署で兼務を行ってございましたので人的には26年度27年度と同数ということでございます。

続きまして8ページになります。参考資料の2でございます。これにつきましては組織の編成ということで現行と新組織の比較をしている表でございますのでこれについても説明も省略させていただきます。

次に参考資料の3でございますが、白老町課設置条例の一部改正関係で変更分のみでございますが、第1条関係につきましては、新設課が財政課、高齢者介護課、企画課、経済振興課、農林水産課の5課でございます。廃止課については総合行政局と産業経済課の2部門でございます。第2条関係では事務分掌でございます。これにつきましてはまず総合行政局の部分については、それぞれの事務分掌を振り分けてございます。それから生活環境課の(2)(3)それから次のページの(5)これについては企画課へ移行いたします。産業経済課の事務分掌についてもそれぞれ、経済振興課、農林水産課のほうに振り分けてございます。建設課については、(2)の林業及び緑化に関する事項についても農林水産課に移行ということでございます。次に追加分でございますが、財政課については契約及び公有財産に関する事項、それから高齢者介護課については介護保険及び、高齢者の保健福祉に関する事項について、これが追加となっております。以上で議案第27号と議案第28号の説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。これより議案第27号、議案第28号の議案に関して、質疑を許します。本会議の質疑に入りにおきましての確認事項を中心に特に聞いておきたいことがございます方は、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第27号、議案第28号の議案説明を終わります。議案第27号28号の議案説明が終わりましたので、公務のために町長はこれにて退席させていただきます。

議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算第10号の議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第1号でございます。平成26年度白老町一般会計補正予算（第10号）でございます。今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ4,824万4,000円の減額を行い、歳入歳出をそれぞれ104億7,707万7,000円とする補正でございます。次に2ページ3ページの歳入歳出予算補正につきましては記載のとおりでございます。5ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費」でございます。まず2款総務費、1項総務管理費、番号制度導入事業を710万5,000円の繰り越しにつきましては、今年度行っている事業のうち厚生労働省関係のシステム改修、これにつきましては年金・国保、児童手当、後期高齢者医療、介護保険それから障害者福祉、それから健康管理システム等の改修を次年度に行うものでございます。

次に8款土木費、6項住宅費、町営住宅改修事業982万円の繰越金につきましては、次年度に繰り越しまして平屋の外壁改修、5棟分20戸を行う事業でございます。

次に11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、町道災害復旧事業につきましては本年度の災害の単独分を次年度に繰り越すものでございます。金額は654万2,000円でございます。同じく町道災害復旧事業補助事業分でございますが、これにつきましては道路の7事業につきまして、一部2事業につきましては本年度発注でございますが5,743万6,000分につきましては、次年度に繰り越して事業発注するものでございます。

次に河川災害復旧事業補助事業分でございます。これは5事業のうち1事業も発注済みでございますけれども、この補助事業1億1,222万2,000円を次年度に繰り越し事業を発注するというものでございます。

次に町有林作業道を災害復旧事業、これについては一部の発注済みでございますが残り1,022万8,000円を次年度に繰り越すものでございます。

次に農業災害復旧事業費1,098万7,000円、これは全額、次年度に繰り越しまして発注を行うものでございます。

次に6ページの「第3表 債務負担行為補正」でございます。まず1、追加でございます。白老町子育て世代移住者等定住促進支援事業補助金、これにつきましては本年度2件の売却がございまして、本年度中に住宅が建たないということで、これは次年度に繰り越しまして来年度に交付するものでございまして、その金額683万8,000円を繰り越す債務負担行為を行うものでございます。

次に変更部分でございます。漁業近代化資金利子補給につきましては本年度借入の確定額に伴いまして、変更後166万7,000円を債務負担するものでございます。

次に肉用牛肥育推進事業利子補給、これも本年度の借入を確定を行いまして変更後160万7,000円とする債務が債務負担行為でございます。

次に（仮称）白老町食育防災センター調理・配送・施設管理業務委託につきましては、プロポーザル方式で入札の結果額が確定したことによるものでございます。変更後は1億2,527万5,000円となります。

次に情報システム等保守点検に係る業務委託、これについては公有財産管理システムの業務委託の額の確定で95万5,000円となります。

次に情報システム賃借、これも同じく公有財産管理システムの賃借料の額の確定でございます。173万円となります。

次に北海道市町村備荒資金組合から情報システム等購入年賦金、これは庁舎内のパソコンの導入による額の確定でございまして金額は580万3,000円となります。

次に7ページの「第4表 地方債補正」につきましては歳出のほうでご説明申し上げます。次に8ページ以降、「歳入歳出事項別明細書」につきましては歳出のほうからご説明申し上げます。32ページをお開き下さい。1款議会費、1項1目議会費、(1)議会報酬等46万2,000円の減額補正でございます。これにつきましては議員報酬の自主削減に伴う1月分から3月の額でございます。財源は一般財源でございます。(2)議会運営経費、58万7,000円につきましては執行残でございます。財源は全額一般財源でございます。

次に2款総務費、1項1目一般管理費、(1)庁舎管理経費25万円、これは執行残でございます。財源は一般財源でございます。(2)職員管理事務経費56万1,000の増額補正でございますが、本年4月以降4月からの文化庁派遣に伴う職員の赴任に係る関係経費でございます。まず旅費とそれから役務費については借家等を借りる住宅の仲介手数料、使用料及び賃借料については敷金礼金にあたるものでございます。財源は一般財源でございます。

次のページの19節については執行残でございます。

次に(3)職員臨時職員経費50万5,000円の減額補正でございます。これも執行残で財源は一般財源でございます。(4)情報化推進経費20万1,000円の減額補正でございます。これも執行残でございます。財源は一般財源でございます。(5)契約事務経費10万1,000円の減額補正で執行残、財源は一般財源でございます。(6)秘書事務経費50万円の減額補正で執行残でございます。財源は一般財源でございます。(7)光ネットワーク管理経費101万7,000円の減額補正でこの執行残でございますが、財源につきましては財産貸付収入101万7,000円の減でございます。(8)難視聴対策施設維持管理経費5万円の減額補正でこれも執行残で財源は一般財源でございます。

次に37ページでございます。(9)情報基盤推進事業2万円の減額補正これも執行残で、財源については一般財源でございます。(10)番号制度導入事業200万8,000円の減額補正でございます。これも執行残でございます。この財源につきましては国庫補助金41万6,000円の減、一般財源159万2,000円の減でございます。(11)町政施行60周年記念事業165万3,000円の減額補正ですが、これは執行残でございます。財源につきましては地域づくり総合交付金の89万4,000円の減、文化振興基金75万9,000円の減となります。

次には2目姉妹都市費、(1)姉妹都市の歴史にふれる旅交流経費12万円の減額補正でございますが、この事業につきましては参加者が少数となったため見送った事業でございます。財源は全額一般財源でございます。

次に39ページ、広報活動経費70万円の減額補正でございます。これについては広報げんき編集業務委託料の中で編集業務に携わる雇用者が扶養の範囲内の収入ということで、その分が減額されております。財源につきましては諸収入75万円の増。一般財源が145万円の減額でございます。

次に6目会計管理費、会計事務経費10万2,000円の減額補正でございます。執行残で財源は一般財源でございます。7目財産管理費、(1)財産管理事務経費167万2,000円の減額補正でございます。委託料につきましては執行残、14節使用料及び賃借料については虎杖中学校跡



地の産廃処理の分の執行残でございます。当初補正で520万7,000円の補正を組んでおりましたが事業終了で今回確定してまして187万2,000円が不用額となって減額するものでございます。15節工事請費については飛生水飲み場井戸設備工事でございます、飛生アートコミュニティにある井戸の配管、液中ポンプの弁の改修でございます。19万9,000円の増額でございます。財源は一般財源でございます。

次に12目支所及び出張所費、(1)出張所運営経費9万円の減額補正でございます。執行残で財源は一般財源でございます。

次に14目自治振興費、(1)コミュニティ計画策定事業4万8,000円の減額、執行残でございます。財源は諸収入15万6,000円の減、一般財源が10万8,000円の増となっております。

次に15目町民活動推進費、協同のまちづくり推進事業の8万3,000円の減額でございます、執行残でございます。財源は諸収入9万4,000円の減、一般財源は1万1,000円の増となります。

次に41ページ、16目町営防犯灯管理費、(1)町営防犯灯維持管理経費68万5,000円の増額でございますが、これは光熱水費電気料の値上げに伴う増額でございます。財源は一般財源でございます。(2)防犯灯LED化整備事業、16万2,000円につきましては執行残でございます。財源につきましては諸収入の16万2,000円の減となります。

次に2項1目賦課徴収費、(1)賦課事務経費8万3,000円の増額補正でございますが、委託料として町税電算委託料、処理費委託料、エルタックス審査システムの運用経費でございます。これは道内で市町村106団体が加盟しておりまして、均等で割られた金額のものでございます。財源は一般財源でございます。

次に5項1目統計調査総務費、(1)統計調査事務経費32万8,000円の減額でございます。執行残で財源は一般財源でございます。

次に2目指定統計費、(1)指定統計調査経費71万5,000円の減額、執行残でございます。財源は道委託金71万5,000円の減でございます。

次に43ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)循環福祉バス運行事業経費110万円の減額でございます。執行残でございます、財源が一般財源でございます。(2)臨時福祉給付金給付事業2,222万4,000円の減でございますが、本年度の給付事業の事業確定によるものでございます。財源につきましては国庫補助金2,223万4,000円の減、一般財源は1万円の増となります。

次に45ページ、2目老人福祉費、(1)在宅老人福祉事務経費20万円の減額、執行残でございます。財源につきましては分担金4万2,000円の減、一般財源が15万8,000円の減となります。(2)老人福祉単独事業経費10万円の減、執行残でございます。当初13名給付予定でございましたが2名の方が亡くなられたということでございます。財源は一般財源でございます。(3)施設入所者措置費支弁経費875万円の減でございます。これも執行残でございますが、当初6人を見込んでおりましたが2名が退所されたということの確定でございます。財源については分担金120万2,000円の減、一般財源が754万8,000円の減となります。(4)地

域包括支援センター運営経費 40 万円の減、執行残で財源は一般財源でございます。次に（５）介護保険事業特別会計繰出金 192 万円の減でございます。これは一般会計から介護保険事業に繰り出す経費でございますが、実績見合いにより減額になります。財源は全額一般財源でございます。

次に 3 目身体障害者福祉課、（１）障害者自立支援事務経費 67 万円の減、執行残でございます。財源につきましては国庫補助金 3 万 6,000 円の増、道補助金 28 万 1,000 円の増、一般財源が 98 万 7,000 円の減となります。次に 47 ページ、（２）障害者自立支援給付経費 1,006 万 4,000 円の増額補正でございます。各種扶助費の増額もしくは減額もございましたが、そういった実績見合いによる部分でございます。財源につきましては国庫補助金 1,839 万 2,000 の増、道補助金が 8 万 6,000 円の減、諸収入は 180 万 8,000 円の減、一般財源が 643 万 4,000 の減となります。（３）障害者支援援助経費 15 万 2,000 円の増額補正でございます。実績見合いにより在宅障害者配食サービスの事務委託料が 6 万 6,000 円の増、腎臓機能障害者等を交通費扶助が 8 万 6,000 円の増でございます。財源につきましては分担金 34 万 6,000 円の増、一般財源が 19 万 4,000 円の減となります。（４）重度心身障害者医療費給付費 233 万 1,000 円の減でございます。これについても実績見合いの経費でございまして財源が道補助金 184 万 4,000 円の減、諸収入 134 万 3,000 円の増、一般財源が 183 万円の減となります。（５）地域生活支援事業経費 100 万円の減額でございます。これについても実績見合いの経費でございまして財源が国庫補助金 107 万 7,000 円の減、道補助金 1 万 2,000 円の減、一般財源が 8 万 9,000 円の増となっております。

次に 4 目乳幼児福祉費、（１）乳幼児等医療費助成経費 30 万 1,000 円円につきましては、乳幼児の医療の実績見込みから増額なるものでございます。道補助金 10 万 5,000 の減、諸収入 51 万 3,000 円の増、一般財源が 10 万 7,000 円の減となります。

次に 49 ページでございます。6 目総合保健福祉センター管理運営経費、（１）総合福祉センター管理運営経費 186 万 3,000 円の増額補正でございます。まず事業費の燃料費は A 重油の高騰によりまして増額、光熱水費は電気料水道料の増額でございます。修繕品については浴槽のタイルの修繕料でございます。次に役務費でございますが、通信運搬費は電話料の増加に伴うものでございます。14 節使用料及び賃借料については下水道料金の増となっております。財源は全額一般財源でございます。

次に 8 目アイヌ施策推進費、（１）ウタリ住宅新築資金等貸付事業、これは財源振替でございますが、当初起債で 100%の充当率を見込んでおりましたが北海道との協議の結果 75%の起債にということになりまして、一般財源と地方債の財源を振りかえております。

次に 2 項 1 目児童福祉総務費、（１）子育てふれあいセンター管理運営経費、これも財源振替でございます。これは国庫補助金と道補助金、国庫補助金が 150 万 7,000 円の増と道補助金が 75 万 6,000 円の減、一般財源が 54 万 1,000 円も減ということで財源振りかえをしております。子ども夢・実現プロジェクト事業を 3 万円の減額でございます。執行残でございます。財源につきましては諸収入 24 万円の減、一般財源 21 万円の増となっております。2 目児童措置

費、（１）児童手当給付費 689 万円の減でございますが、これは実績見込みによりまして減額するものでございます。財源につきましては国庫負担金 535 万円の増。道負担金 77 万 1,000 円の減、一般財源は 76 万 9,000 円の減となります。

次に 51 ページ、3 目ひとり親家庭等福祉費、（１）ひとり親家庭医療費給付費 98 万 2,000 円ですが、これにつきましても、ひとり親の家庭との医療扶助費の実績見込みによりまして増額でございます。財源につきましては道負担金 12 万 9,000 円の減、諸収入 124 万 3,000 円の増、一般財源は 13 万 2,000 円の減となります。

4 目児童福祉施設費、（１）町立保育園運営経費 36 万 4,000 円の増でございます。これにつきましては、ほぼ執行残でございますが、賃金につきましては 125 万 9,000 円の増、職員の 4 週 8 休対応分の代替職員の増額補正がございます。財源につきましては諸収入が 2 万 1,000 円の増、一般財源が 34 万 1,000 円の増となります。次に（２）緑丘保育園運営費等経費、これは財源振りかえでございます。これは国庫補助金が 2 万 7,000 円の減、道補助金 1 万 3,000 の減、諸収入が 25 万 9,000 円の減、一般財源が 29 万 9,000 円の増となります。（３）白老小鳩保育園運営等経費 166 万 7,000 円の増額補正でございます。これにつきましては白老小鳩保育園の児童数の増加に伴うものでございまして、財源は国庫補助金 121 万 2,000 円の増、道補助金 60 万 6,000 円の増、諸収入 51 万 7,000 円の増、一般財源が 66 万 8,000 円の減となります。

次に 53 ページ、（４）特別保育事業経費 320 万円の減額でございますが、これは特別保育の当初 2 名と見込んでおりましたが、該当者が今年度の 2 月、3 月分の利用ということで、その分の減額でございます。財源については国庫補助金 296 万円の増、道補助金が 296 万円の減、一般財源につきましては 320 万円の減となります。（５）保育所広域入所経費 73 万 4,000 円の減でございますけども、これにつきましては広域入所をされてる方の実績確定に伴う減額でございます。財源につきましては国庫補助金 36 万 7,000 円の減、道補助金 18 万 4,000 円の減、一般財源が 18 万 3,000 円の減となります。

次に 5 目子ども発達支援センター費、（１）子ども発達支援センター管理経費、これは財源振替でございます。国庫補助金、道補助金等の振替でございます。学校についても、子ども発達支援センター、子育て支援運営経費の財源振りかえ、同じく国庫補助金と道補助金の財源振替でございます。

次に 7 目子育て世帯臨時特例給付金給付費、（１）子育て世帯臨時特例給付金給付事務 63 万 5,000 円の減でございますが、これは事業確定に伴うものでございます。財源につきましては国庫補助金 63 万 5,000 円の減となります。

次に 4 款環境衛生費、1 項 1 目地域保健費、（１）検診管理事業経費 263 万 5,000 円の減額補正でございますけども、事業を実績見合いに伴っての減額で補正でございます。財源は全額一般財源でございます。次に 55 ページ、（２）国民健康保険事業特別会計繰出金 90 万円の増額補正でございます。ここについては保険基盤安定等の負担分の町負担分 4 分の 1 相当でございますが、これが増額するものでございます。財源につきましては国庫補助金 71 万 9,000 円、道補助金 4 万 4,000 円の減、一般財源につきましては 22 万 5,000 円の増となります。（３）母子

保健事業経費 185 万円の減でございますが、これについては実績見込みに伴う減額でございます。財源は国庫補助金 11 万 7,000 円の増、道補助金が 5 万 7,000 円の減、一般財源が 191 万円の減となります。（４）後期高齢者特定健康診査事業経費 73 万 3,000 円の減額でございます。これは特定健康診査委託料が実績見込みに伴いまして、減額するものでございまして財源は諸収入 73 万 3,000 円の減となります。（５）未熟児養育医療給付費給付事業経費 72 万 4,000 円の減額でございます。これも実績見込み見込みによつての減額でございます。財源が国庫負担金が 31 万 7,000 円の減、道負担金が 15 万 9,000 円の減、諸収入が 24 万 8,000 円の減となります。

次に 3 目予防費、（１）予防接種事業経費 620 万の減でございますが、これも実績見込みに伴う減額でございますが、各種予防接種、2,700 人分当初見込んでおりましたが現在ほぼ確定でございますけど 2,072 人分が予防接種されまして約 630 人分、その分が不要になったことによる減額でございます。財源は全額一般財源でございます。

次に 57 ページ、2 項 1 目環境衛生費、（１）環境行政推進経費 1 万 8,000 円の減額でございます。執行残で財源は一般財源でございます。（２）有害昆虫鳥獣駆除対策経費 26 万 6,000 円の減額でございます。執行残で全額一般財源でございます。（３）畜犬登録狂犬病対策経費 1 万 9,000 円の減額でございます。執行残で財源は使用料を 1 万 9,000 円の減でございます。（４）愛がん動物管理対策経費 9 万円の減額補正でございます。これも執行残で財源は使用料 1 万 9,000 円の増、一般財源が 10 万 9,000 円の減となっております。2 目公害対策費、（１）公害対策経費 21 万円の減額でございます。これは執行残でございます。財源は全額一般財源でございます。

次に 3 目火葬場費、（１）白老葬園管理経費 11 万円の減額でございます。執行残で財源は一般財源でございます。4 目墓園費、（１）白老霊園及び町有墓地管理経費 52 万 4,000 円の増額補正でございますが、これにつきましては本来特別会計で行っております墓園の区画販売でございますが不振により区画が売れないということで、本年 3 月の元利償還金が消化できないということで、一般会計からこの差額分を繰り出すものでございます。財源は一般財源でございます。

次に 59 ページ、3 項 2 目塵芥処理費、バイオマス燃料化施設管理運営経費 1,072 万円の減額補正でございますが、4 節共済費から 16 節原材料費までの執行残でございます。財源につきましては財産収入 207 万 9,000 円の減、一般財源が 864 万 1,000 円の減となります。

次に 61 ページ、6 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費、（１）農業委員会経費 39 万円の減額でございます。これにつきましては執行残及び消耗品の 1 万 2,000 円については今回道補助金 1 万 2,000 円が交付されたことによつての増額補正になったことによつての増と、一般財源が 40 万 2,000 円の減となります。

次に 2 目農業総務費、（１）農業行政事務経費 5,000 円の増額補正でございますが、とまこまい広域農業協同組合土壤診断負担金として、農家 3 カ所で土壤分析に伴う負担金でございます。1 カ所当たり 3,000 円の 2 分の 1 の補助でございます。負担金として見込んでおります。

財源は一般財源でございます。3目農業振興費、(1)北海道青年就農給付金事業450万円の増額補正でございます。これは補助金として経営開始型給付金事業補助金、本年度4人分を交付するものでございます。これは27年度交付分を前倒しでいただく補助金でございます。財源は全額道補助金でございます。4目畜産業費、(1)公共牧場管理経費132万6,000円の減でございますが、これは実績見込みによる確定でございます。財源が使用料132万6,000円の減となっております。2項1目林業振興費、(1)林務行政事務経費7万9,000円の減額でございます。これは執行残でございます。全額一般財源でございます。

次に63ページ、(2)私有林対策事業177万1,000円これは執行残でございます。財源が道補助金109万1,000円の減、一般財源が68万円の減となります。2目白老ふるさと2000年の森ポロトの森管理費、(1)ポロト自然休養林自家用電気工作物補修事業8万5,000円の減額、執行残でございます。財源は一般財源でございます。3項1目水産振興費、(1)水産経営安定化推進経費28万円の減額でございます。これは近代化資金利子補給金の確定に伴う執行残でございます。財源は一般財源でございます。(2)栽培・資源管理型漁業推進事業20万円の減額でございます。これについても執行残でございます。財源は一般財源でございます。

次に7款商工費、1項1目商工振興費、(1)商工振興対策経費19万2,000円の増額でございます。これについては損失補償金として、これは株式会社白老振興公社が所有するポロト地区の土地の借り入れ2億3,000万円のうち、昨年度借りかえによって北海道銀行から借りかえた分1億6,500万円の償還が昨年年度末に借りかえした時点で第1回目の利子分の支払いが outcome しまして、その分を昨年度に町のほうから交付しなかったことによって今年度この分を見込んだと、もう一方室蘭信用金庫に借りてる残り6,500万円は新年度からの償還でありましたので、それは発生しませんでした。道銀の部分がその分発生したことによって昨年度分の1回分の19万2,000円が発生したことによる経費でございます。これ全額一般財源でございます。続いて65ページでございます。(2)特産品普及イベント及び物産交流関係経費7万4,000円につきましては減額をございまして、執行残でございます。財源は諸収入6万6,000円の減、一般財源が8,000円の減。(3)食材王国しらおいブランド強化事業54万円の減額でございます。これについても執行残で財源は一般財源でございます。(4)子育て世代移住者等定住促進、支援事業でございます。1,370万7,000円の減額でございます。本年度については25年度の3人分と今年度2人分の売却があり商品券分200万円を交付して残りは先ほど冒頭で説明しました繰越明許にした金額でございますが、総体分譲を予定した土地が売却できなかった分の今回減額となります。財源は全額一般財源でございます。(5)産業(商業・観光)振興計画策定事業26万1,000円の減額でございます。これは執行残でございます。財源は一般財源でございます。

2目企業誘致費、(1)企業立地助成金71万6,000円の減額でございます。これは企業立地助成金の固定資産税分が確定したことによっての、71万6,000円分のうち11万6,000円が固定資産分、それと、雇用助成金で当初16人を助成するとしていましたが2名が雇用されなかったことによって、14名で確定することによってこの分で60万合わせて、71万6,000円の減額

でございます。財源は一般財源でございます。

続いて 67 ページ、2 項 1 目観光対策費、(1) 観光資源管理経費 11 万 2,000 円の増額でございます。これは光熱水費として電気料の増額でございます。これは財源は一般財源でございます。

次に 8 款土木費、2 項 1 目土木維持費、(1) 土木施設維持補修経費 79 万円の減額でございます。執行残で財源は一般財源でございます。(2) 町道改修事業 99 万 4,000 円の減額でございます。これは虎杖浜海岸通り舗装補修工事の入札差金でございます。財源につきましては頑張る地域臨時交付金 99 万 2,000 円の減(3) 道路排水処理事業 16 万 3,000 円の減額でございますがこれも工事請負として、入札差金でございます。地域の臨時交付金基金が 456 万 9,000 円の減、頑張る地域臨時交付金が 441 万 8,000 円の増、一般財源が 1 万 2,000 円の減となっております。2 目道路新設改良費、(1) 町道整備事業(補助事業)分で 1,463 万円は、事業確定に伴うものでございます。財源は国庫補助金 809 万 9,000 円の減、地方債が 270 万円の減、一般財源が 383 万 1,000 円の減となっております。内訳につきましては、ここに記載しているとおり竹浦 2 番通り、ポロト社台線の減額と竹浦 2 番通り道路用地については購入できなかったということで減額でございます。

次に 4 目交通安全施設整備費、(1) 役場前人道跨線橋改修事業、これは財源振りかえでございます。これについては地域の元気臨時交付金基金と一般財源の財源振替でございます。

次に 3 項 3 目排水対策費、(1) 北吉原バーデン団地排水施設整備事業 40 万 8,000 円の減額でございます。これは入札差金でございます。財源は地方債の 40 万円の減、一般財源が 8,000 円の減となります。(2) メップ川災害対策事業 21 万 6,000 円の減額でございます。これも入札差金でございます。財源は地方債が 20 万円の減、一般財源が 1 万 6,000 円の減となります。

次に 4 項 1 目港湾管理費、(1) 港湾施設管理経費 97 万 2,000 円の増額でございます。これは施設用備品として港湾内にあるマンホール内ポンプの取りかえのための経費でございます。財源につきましては商工業振興基金 98 万 2,000 円の増、使用料が 68 万 2,000 円の増。一般財源が 68 万円 2,000 円の減となります。2 目港湾建設費、(1) 港湾建設事業 1,819 万 2,000 円の減額でございます。これは白老港の第 3 商港区建設事業の直轄負担金の精算に伴うものでございます。財源につきましては地方債が 1,180 万円の減、一般財源が 639 万 2,000 円の減となります。

○議長(山本浩平君) それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 00 分

---

再 開 午前 11 時 10 分

○議長(山本浩平君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

安達財政担当課長、引き続き説明をお願いします。

○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) それでは 5 項 1 目都市計画総務費、(1) 石山西第 2 地区特定保留解除事業 171 万 7,000 円の減額でございます。これにつきましては平成 25

年度に第3商港区の一部特定保留解除を行っておりますが、北海道から許可をいただいておりますが、その後一部残された土地がございます、その土地を本年度に北海道のほうに協議を申し上げておりましたが、25年度にいただいた区域区分の変更という許可の中で、その部分については区域変更に当たらないということで今回許可に協議が整えなくて見送っております。この土地については今後港湾地区の確定する中で取り入れて保留解除を行うということで、今回は全額不用額として減額するものでございます。財源は全額一般財源でございます。

次に3目公園費、(1)公園施設里親事業経費10万1,000円の減額でございます。執行残でございます。財源は都市公園づくり基金10万2,000円の減、一般財源が1,000円でございます。

(2)白老町都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業、49万4,000円の減額でございます。これも執行残でございます。国庫補助金の9万7,000円の減、都市公園づくり基金39万7,000円の減額でございます。6項2目住宅管理費、(1)町有住宅維持管理経費62万7,000円の減額でございます。これは執行残でございます。一部賃金につきましては補助事業で執行したことに伴う減でございます。財源は一般財源でございます。(2)町営住宅改修事業877万3,000円の増額補正でございます。工事請負費として、まず竹っこ団地換気設備改修工事については、入札差金でございます。下段に書いてる美園団地外壁改修工事につきましては冒頭ご説明した繰越明許費で次年度に行う事業でございます、ここの財源につきましては国庫補助金で491万円の増、地方債490万円の増、一般財源が1万円となりまして計982万円は次年度に繰り越すものでございます。竹っこ団地のほうの財源につきましては国庫補助金が52万4,000円の減、地方債が50万円の減、一般財源が2万3,000円となります。

次に73ページの9款消防費、1項1日常備消防費、(1)消防本部運営経費84万円の減額でございます。執行残で財源は一般財源でございます。(2)消防活動経費11万5,000円の減額、執行残で財源は一般財源でございます。(3)救急活動経費10万3,000円の減額、執行残でございます。財源が一般財源でございます。(4)常備消防施設維持管理経費49万円の増額につきましては、光熱水費及び電気料の値上げに伴うものの経費でございます。財源は一般財源でございます。2目非常備消防費、(1)消防団運営経費9万円の減額でございます。執行残で財源は一般財源でございます。3目消防施設費、(1)高規格救急自動車更新整備事業159万1,000円の減は、これは入札差金でございます。財源は特定防衛施設周辺環境整備調整交付金、事業基金159万1,000円の減でございます。4目災害対策費、(1)防災センター管理経費31万4,000円の減額につきましては、光熱水費及び電気料の値上げに伴うものでございます。財源は国庫委託金30万4,000円の増でございます。

次に75ページの(2)防災行政無線(回報係)施設管理経費15万2,000円の減額補正でございます。入札差金でございます。財源は一般財源でございます。

次に10款教育費、1項2目事務局費、(1)就学指導経費6万1,000円の減額でございます。執行残で財源は一般財源です。5目諸費(1)学校支援地域本部事業59万2,000円の減額でございます。執行残で財源は国庫補助金25万6,000円の減、道補助金25万6,000円の減、一般財源も8万円の減となります。(2)(仮称)食育防災センター建設事業101万2,000円の減

額で、これは事業確定に伴う減額でございます。財源は防衛施設周辺整備環境対策事業補助金 76 万 2,000 円の減、地方債が 20 万円の減、教育関係施設整備基金が 5 万円の減となります。

次 77 ページ (3) 特別支援教育支援員配置事業 19 万円の減、執行残でございます。財源は一般財源でございます。(4) 学力向上サポート事業 12 万 8,000 円の減、これも執行残でございます。財源につきましては教育振興基金 12 万 8,000 円の減となります。(5) 各小学校給食配せん室改修事業 185 万 8,000 円の減額でございます。これは入札差金でございます。財源が地域の元気臨時交付金 164 万 2,000 円の増、地方債が 350 万円の減、一般財源が 1,000 円の増額となります。2 項 1 目学校管理費、(1) 小学校耐震化対策事業 495 万 7,000 円の減額でございます。これについても入札差金でございます。財源は頑張る臨時交付金が 178 万 8,000 円の減、地方債が 530 万円の減、一般財源が 213 万 1,000 円の増となります。(2) 旧竹浦中学校校舎改修事業、これは財源振替でございます。地域の元気臨時交付金基金 300 万円と頑張る臨時交付金との財源振替でございます。3 項 1 目学校管理費、(1) 白老中学校テニスコートフェンス改修事業 13 万円の減額でございます。これについては入札差金でございます。財源は、地域の元気臨時交付金基金 253 万 4,000 円の増、地方債が 400 万円の減、一般財源が 133 万 6,000 円の増となります。

次に 79 ページ、5 項 1 目社会教育総務費、(1) 放課後児童対策事業経費 80 万円の減額でございます。執行残で財源が分担金 45 万円の減、道補助金 35 万円の減でございます。(2) みんなの基金事業経費 29 万 6,000 円につきましては、執行残でございます。財源はみんなの基金 29 万 6,000 円の減でございます。2 目公民館費、(1) 公民館管理運営経費 59 万 8,000 円の減で執行残でございます。財源は一般財源です。(2) 地方公民館正面入り口自動ドア改修事業 2 万 1,000 円の減額でございます。これは入札差金でございます。財源は地域の元気臨時交付金基金 2 万 2,000 円の減、一般財源が 1,000 円の増となります。3 目図書館費、(1) 図書館運営経費 19 万 1,000 円の増でございます。これは臨時職員の交代によって生じた交通費等の増額でございます。財源は一般財源でございます。(2) 図書館等購入経費 2 万円の増額補正で青色申告会さまによる寄附をいただいたもので、図書等備品を購入するものでございます。財源は一般財源でございます。

次に 7 目青少年センター費、(1) 青少年健全育成団体補助金で 3 万 5,000 円の減でございます。これは執行残でございます。財源は一般財源でございます。

次に 81 ページ、6 項 1 目保健体育総務費、(1) 体育協会運営経費 10 万 4,000 円の増額補正でございます。これは体育協会の運営費補助として WEED しらおいの全国大会出場に伴う経費の増額でございます。財源は一般財源でございます。(2) スポーツ団体支援事業経費 38 万 1,000 円の増額でございます。これは補助金として児童生徒スポーツ大会派遣費でございます。第 21 回の北海道中学校新人陸上競技大会ほか 8 競技に対する補助金の交付でございます。財源は一般財源でございます。

次に 2 目体育施設費、(1) 体育施設維持管理経費 8 万 9,000 円の減額でございます。執行残で財源は一般財源です。(2) 体育施設指定管理経費 64 万 3,000 円の増額でございます。こ



れについては町民温水プールの電気料の値上げに伴う委託料の増額でございます。財源は一般財源です。（３）柔剣道場屋根改修事業 173 万 1,000 円の減額でございます。これも入札差金で財源は地域の元気臨時交付金基金 173 万 1,000 円の減となります。（４）町民温水プール濾過機改修事業 7 万円の減額でございます。これも入札差金でございます。財源は一般財源でございます。7 項 1 目給食センター管理運営費（１）給食センター運営経費 266 万 3,000 円の減額補正でございますが、給食調理業務委託料として当初この中に栄養士の賃金分を見込んでおりましたが、委託先のほうで採用ができなかったということでその分が全額不用額となりまして、減額するものでございます。財源は一般財源でございます。

次に 82 ページ、11 款災害復旧費、1 項 2 目道路橋梁災害復旧費、（１）町道災害復旧事業補助事業 51 万 9,000 円は委託料で道路分のこれは不用額でございます。財源は一般財源でございます。

次に 2 項 1 目公立学校施設災害復旧費、（１）公立学校施設災害復旧事業は財源振替でございまして、町債と一般財源一部地方債充当を見込んでおりますができませんということで、財源を振りかえております。

次に 4 項 1 目農業災害復旧費、（１）農業災害復旧事業 122 万 5,000 円の増額補正でございますが、これの旅費については事務費、工事請負費については先ほど冒頭で説明しましたがこの事業につきましては 27 年度に繰り越して行う事業でございます。それで工事請負費については来年度また物価の上昇等、工事金額の上昇に伴い 1 割分を上乗せした経費でございます。19 節負担金、補助及び交付金につきましては実施設計の積算システムに伴う負担金の増額 23 万 8,000 円でございます。これですぐ補助金が当初 50%と見込んでおりましたが上乗せがありまして補助金が 88.4%に増額なりまして、財源的には 461 万 2,000 円が増、分担金逆に農家さんの負担金が 50%見込んだのが、補助金の上乗せによって減額されて 11.6%になりますので 363 万 5,000 円の減額となります。残り一般財源が 24 万 8,000 円が財源の内訳となります。

次に 85 ページ、12 款公債費、1 項 1 目元金、（１）長期債元金償還金 1,029 万円の増額補正でございますが、これについては一部 1,029 万の中に 700 万円分は工業団地のメガソーラーの土地、貸付収入 558 万 6,000 円と白老油脂さんが工業団地の一部を購入いただいた金額 116 万 9,000 円分、合わせて 705 万 5,000 円になりますが、そのうち 700 万円を第三セクター改革推進債の繰り上げ償還とするものでございます。財源につきましては使用料 281 万 3,000 円、一般財源が 747 万 7,000 円の増となります。2 目利子、（１）長期債利子支払費 2,842 万円の減額補正でございますが、これにつきましては昨年度、第三セクター等改革推進債を償還の延長をしております、借り入れたのがもう年度末のぎりぎりの 3 月でございまして、昨年この分の予算編成に当たって金利相当分を 1.5%見込んだ計上としておりましたが、最終的には第三セクター等改革債については従来どおりの 0.48 で借り入れたということで、この差額分が計上されてた部分を今回減額するものでございます。財源は一般財源でございます。

次に 13 款給与費、1 項 1 目給与費、（１）職員等人件費 3,120 万円の減額でございます。まず給料につきましては一般職については当初途中退職者が 1 名出た分と当初採用者大卒を見込

んでましたのが高卒になったということで750万円の減、ただ再任用6名分がフルタイムで3人になりましたが4分の3の時間対応が2人になったことと、1名は再任を受けなかったということで350万の減、それから嘱託職員の減額分については当初嘱託として見たのが臨時職員に変更したということで350万円の減となります。共済費につきましては共済掛け率の変更と追加費用の変更に伴っての不用額でございます。財源については使用料が776万9,000円、国庫補助金が267万6,000円の増、道補助金が12万6,000円の減、財産収入が651万7,000円の増、一般財源については4,803万6,000円の減となります。

次に14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金1億2,655万3,000円でございますが、まず2段目の教育関係施設整備基金積立金100万円については、白老フーズ様からの寄附金をまず積み立てるものでございます。それとずっといきまして商工業振興基金666万円のうち、積み増し分664万8,000円は子育て支援、今年度2名分が売却された土地を次年度に基金として、まずは積み立てで繰り越すものでございます。

次に町債管理基金の5,000万と都市公園づくり基金積立金については、今回の10号補正によって出た、財源が出たということで5,000万、5,000万を積み立てて町債管理基金とは将来の公債費の繰り上げ償還等に使う財源として保有するものでございます。また、都市公園づくり基金につきましては振替運用で残り8,000万、まだ都市公園づくりのほうに償還する財源が残りましたが、今回5,000万円を積み立てていることと残り3,000万になりますが、公園づくりには後ほど議案24号でご説明申し上げますが、公園づくり基金積立金と教育関係施設整備基金を統合しまして将来のための、公共施設等整備基金を新たに設定しまして財源を確保していくという目的で積み立てるものでございます。

次に特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金については執行残を積み立てるものでございます。

次に白老町ふるさと元気応援基金積立金1,704万8,000円も後ほどご説明申し上げます。議案25号でこの基金の設定を申しますが、ここに指定寄附分を積み立てて次年度の事業に活用するのでございます。これで歳出のほうの説明申し上げましたので特定財源については説明申し上げますので、一般財源については最後にご説明申し上げます。

8ページをお開きください。8ページの1款町税1項1目個人、現年度課税分町民税の増額分500万円を今回見込んでおります。当初予算見積もりよりも増額するということでの増額でございます。また2項1目固定資産税についても現年度課税分で1,500万円。これも当初予算見込み額よりも増額しておりますので、その分の金額でございます。また2節の滞納繰越分の390万3,000円につきましては、調定額が減額になりまして次年度26年度、25年度から26年度にいく繰越分が少なくなったということでの減額補正でございます。

次に11款地方交付税1項1目地方交付税、6,281万8,000円につきましては、今回10号補正の財源、先ほど1億円積み立てたほかに財源が出てきたということで、留保するものでございます。普通交付税については9号補正で3,050万7,000円の留保がありましたので、これに今回の6,281万8,000円を円足しますと、9,332万5,000円が普通交付税で、まだ財源留保でき

るという金額になっております。

次に 10 ページです。14 款使用料及び手数料、1 項 6 目土木使用料、3 節港湾施設使用料 349 万 5,000 円の増額補正でございます。これはけい留施設使用料貸付の増 100 万円、港湾施設用地使用料 226 万 6,000 円等、増額になった結果 349 万 5,000 円が増額となります。また、5 節住宅使用料では 776 万 9,000 円のうち町営住宅使用料現年分として 611 万 2,000 円の増、町有住宅滞納繰越分で 110 万 4,000 円の増となります。次のページの町有住宅使用料もサンコーポラスの満床、貸し付けが全室貸し付けなったということで 55 万 3,000 円の増。それと 6 節の住宅敷地使用料、町有一般住宅駐車場使用料（現年分）19 万 4,000 円これはサンコーポラスの駐車場等含めて増額になっております。

次に 20 ページ、17 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入、土地建物貸付収入で工業団地用地貸付収入は 51 万 3,000 円の増額。これは現場事務所等での増額でございます。港湾関連施設用地貸付についても工事ヤード等の増額で 1,380 万 7,000 円の増。光ネットワーク回線貸し付け料、これは利用者の増ということで 550 万が増額になっております。

次に 22 ページの中段ほどの 2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、1 節土地売払収入でございますが 1,588 万 8,000 円の減額になっておりますが、そのうち工業団地用地売払収入、先ほどご説明申し上げた繰り上げ償還分の財源、白老油脂さんが購入した土地分でございます。それと 2 目物品売払収入として 1 節物品売払収入 70 万資源回収ごみ売払収入、これはペットボトルの売払収入 70 万が増額になっております。

次に下段の 18 節寄附金、1 項 1 目寄附金、指定寄附金 1,806 万 8,000 円の増額補正でございますが、これについては 25 ページ上段に出ていますが教育振興基金、先ほど商工業振興基金に積み立てるということで白老フーズ 100 万円と図書購入資金として、青色申告さんからもらった 2 万円。それからふるさと納税の資金として 1,704 万 8,000 円、これは指定分でございます。次に一般寄附金として 1,000 万 4,000 円の増額補正でございますが、この内訳としては、一般寄附が 25 万円とふるさと納税分が 975 万 4,000 円の増額となっております、ふるさと納税分には当初 400 万計上しておりますがこの分を合計すると、ふるさと納税では一般寄附金で 1,375 万 4,000 円の寄附をいただいております、上段に書かれている指定寄附と合わせますと、今回補正組んだ合計としては 3,080 万 2,000 円。今も現在寄附は来ておりますけども、とりあえず予算計上は 3,080 万 2,000 円のうち 1,704 万 8,000 円は指摘寄附、一般寄附として 1,375 万 4,000 円を受ける、収入として受けるものでございます。以上これで第 10 号の補正予算の説明を終わらせていただきます。

**○議長（山本浩平君）** 引き続きまして、もう一度ピンクの資料をご覧ください。この中で議案第 1 号の詳細について一部説明がございますので、地域住民生活等緊急支援のための交付金の説明からお願いしたいと思います。高橋企画担当課長。

**○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君）** それでは補正予算にかかわりまして追加説明をいたします。資料はお配りしております 2 番目の地域住民生活と緊急支援のための交付金というものでございます。これは国の平成 26 年の補正によりまして、地域住民生活等緊急支援のため

の交付金というものができまして、それに対応し予算の措置を講じるために議会への追加提案となる補正の分の説明でございます。政府は昨年12月の27日に緊急経済対策ということで閣議決定をし、続いて本年1月9日に補正予算を閣議決定しております。それで2月の3日にその補正予算を成立させておりますので、そのことを受けまして地方においての交付金ということになっております。今回の国の交付金につきましては、この表のほうの1番目の地域消費喚起生活支援型交付金事業というものと、裏面になりますけども二つ目に地方創生先行型交付金事業というものがございます。

では1番目の地域消費喚起生活支援型交付金事業ということについて概要を説明いたします。まずこの交付金事業につきましては、国はエネルギー価格の高どまりとか物価動向、消費などの実情を配慮して、地域の消費喚起などの景気の脆弱的な部分にスピード感を持って、的を絞って対応していくことが必要であるということで、2番目の目的ですが、地方公共団体が実施する地域における消費喚起策や、生活支援策これに対して国が支援するというところでございます。対象事業につきましては地方公共団体が策定する消費喚起、生活支援に係る実施計画に定めた地方単独事業について交付金を対象とするということで、1例といたしまして、プレミアム付き商品券、これは域内消費と目的するものであります。二つ目にふるさと名物商品券とか旅行券、これは域外、町外の人々の消費を喚起するものということで例が出ております。そして、この運用の基本スタンスですが、国としては人口財政力指数等に基づいて配分をして迅速に執行してほしいということでございます。国の補正予算額は2,500億円で都道府県と市町村は4対6という配分で、白老町におきましては交付限度額の通知が4,446万1,000円ということを受けております。これを受けまして今後の予定ですが、現在交付金事業の選定を行っております。実施計画を今月中に振興局のほうに提出する予定であります。その後審査されて交付額の決定通知があつて、そのあとに補正、追加提案いたしますが、補正の予算を審議していただき、議決したものについて、交付申請をし、交付決定するというような流れで進んでいくこととなります。この補正の事業費については全部27年度に繰り越して行うということになります。

続きまして、2点目の地方創生の先行型交付金事業ということですが、まず1点目必要性といたしましては、仕事づくりなど地方が直面している構造的な課題に対して実効ある取り組みをして地方の活性化を促すということが必要だということで、目的は、まず、2つあるんですが、1つ目が地方公共団体による地方版総合戦略を策定しなさいと。それともう一つは、この総合戦略に関する優良施策等の実施に先行的に行うものに国が支援をするということでございます。ですから対象事業は地方版総合戦略の策定に係る事業と地方版の総合戦略に先行して行う事業であつて、その総合戦略位置づけられる見込みのある事業を対象にしますということです。例示としてはUIJターンの助成ですとか、そういう例が挙げられております。この運用のスタンスですけども、基本的には地方公共団体が事業設計を自由に行うということとしておりますが、国としましては明確な政策目標を立てて客観的な成果指標の設定をしてPDCA、いわゆるプラン・ドゥー・チェック・アクション、この循環体制をきちっと求めるということをしております。ですから事業実施については确实成果指標持ちながらその目標に向かって事業進

め、もし達成されなければその改善によって進めていくということを国が見ていくということでございます。国の補正予算は基礎交付に対して1,400億円。そして、上乗せ交付について300億円を措置しておりまして、現段階の交付金事業については1,400億円を使うということになっております。上乗せ交付の300億円については今後の広域的な事業ですとか、特に優れたような事業について上乗せ交付をしていくというふうに言っております。この中に地方版の総合戦略策定経費として1市町村当たり2,000万円が含まれているということでございます。それで本町のこの先行型の交付限度額は4,264万7,000円となっております。今後の予定につきましては先ほどの消費喚起生活支援型と同様の日程となり、事業については27年度に全部繰り越すという内容になっておりまして、現在その作業を進めておりますので、本3月議会の中で追加提案をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） ただいま説明が終了いたしました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 説明ありがとうございました。今説明いただきました地域住民生活等緊急支援のための交付金のところで確認だけさせていただきます。これ1つ目のところは4,446万1,000円、2つ目の4,264万7,000円、これはそれぞれこの金額をいただくということなんですけど、これで白老町が負担する金額とか、そういうものはあるんでしょうか。そこだけちょっと聞き漏れたような気がしたのでお願いします。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今申しました2つの4,264万7,000円という金額は市町村、白老町に配分限度額として示された額で、これを下回る場合には町の負担は発生しなくて、これを上回る場合は上回った分が町の負担となるということでございます。

○議長（山本浩平君） ほか何か確認したいことございましたらどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今の関係の町民生活の部分と地方創世ですけども、今の課長のほうからね、順に決まったら3月に議会に報告しますよって話だけれども、過去にこういう交付金が全て行政側で決まって議会に出てきているんですよ。当然議会だっているいろいろな地域住民の声を聞いて、こういう事をしたらいいんでないかというのもいっぱいあると思うんですけども、そういう部分の議会の話を聞いて、そういう政策を組み立てると、そういうことは一切考えていないのかということです。それと今裏負担分という話だったんですけど、仮にプレミアム商品券とかも、どっかの噂で決まったような話、噂であるけど、これ逆に4,000万以内で1,000万でやると言ったら、1割か2割の負担サービス分になるか過去の例で。その分について全部100%込みでできるということですか。金額関係なく4,000万を超えない中でやると。正直そんな大きな額にならんとするけど、仮に一部の1,000万でやると言ったときに2割とかあるよね、過去の例でその分は町費もたないでこの中でやれるという、それ具体的に解釈としていいのか、その2点。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） まず1点目の交付金事業の検討についてでありますけども、これは交付金これまで、いろいろご議論がございましたけども、町のほうで事業の提案ということで補正予算として議会に提出してということを考えております。それから、その中には町の検討の中には、当然経済団体とかそういうもののご意見も聞きながら立てているということがございます。それから2点目の例えばプレミアム商品券ですが、今までのように例えば1割上乘せの場合でしたら、1億円へ対して1,000万の負担が出るわけですけども、そのものについては全額この交付金を充てられるということと、もう1点は今回違うのは北海道のほうから、もしプレミアム商品券やる場合については、5%都道府県に国配分されて交付金を市町村に挙げますと、ということがきておまして、もし1割で実施するならば町の交付金が5%、道の交付金が5%ということで実施できるということになります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） そういう今この地方創世地域消費喚起に国の金を使って、いかにその地域経済活性化を図るということだと思っただけで、私が心配したのは過去にも何点こういうことで議会議論されたんですよ。なぜこういう事業なのかもっと聞けないのかっていうのがあったけども、やっぱり今経済団体等々に聞くと行ってますけど、もう少しユニークなもっと本当に地に足がついた事業ができないのかと、時間がないからとかいう云々という話もわかりませんけども、逆にもうちょっと早目にね、3月になるとある程度町側の素案はできてると思うんですよ。素案やたたき台だけでも、議会のやっぱりちょっと相談してね。そうしたら逆に経済会の代表の議員さんみたいな人もいますから、そういう中でいろいろな声聞いていると思うんですよ。そういう部分が事業に反映できないのかどうか。期間的なことも含めてですけど、そういうこともちょっと弾力的にこういう部分、町に国からいつこういう通知入っていますか。今また国会の決まる決まらないという話はわからないけども、そういうこと抜きにして現実に通達までいかないけど、そういう部分で町で段取りしなさいと文書来てると思うんですよ。その辺の部分についてちょっと伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 先ほど簡単にご説明しましたように、国の政府の緊急経済対策っていうものの閣議決定は、去年の選挙後の年末に出されたもので、その情報は大枠の話だったものですから、なかなか詳細がつかまらなくて、けどもそういうそのような交付金事業はやるという情報は得ましたので、できる準備と情報収集には努めてきております。ですがこの交付金の先ほど申しました、日程等を今月中に出すというのは先週通知が来ているというもので、当初のスケジュールでは2月の下旬にそういうスケジュールを出すという国の予定だったのですが、それがずれ込んできてまして、本当に日程的に決まったのは先週あたりでございます。その中でいろいろ事案がやはり例示はされてるんですけども、こういうことがどうだとかっていうのは、国のほうで窓口をつくっていただいて、その中で市町村都道府県がこういう事業はできるのかできないのかっていうことを繰り返しながら進めてきており

ます。当然大きな町は議会始まってところもあります。全て 26 年度内で補正を組みなさいという  
ことで進めているものですから、非常にタイトな時間と詳細な内容がわからないという中で  
進めざるを得ないということでした。

○議長（山本浩平君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは質疑なしと認めます。

これをもって議案第 1 号の議案説明を終わります。

日程第 3、議案第 2 号 平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の  
議案について、説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第 2 号でございます。議の 2-1 をお開きください。議案第 2  
号、平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明いたしま  
す。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 1,992 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算  
の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 3,806 万 6,000 円とする補正でございます。

2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説  
明を省略させていただきます。歳入歳出事項別明細表の最から説明させていただきます。10 ペ  
ージをお開きください。歳出、2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費につきまし  
ては、国庫支出金の減額、療養給付費等交付金の増額で前期高齢者交付金の減額と会計繰入金  
の増額に伴う財源振替でございます。

続いて 2 項 1 目一般被保険者高額療養費につきましては国庫支出金と道支出金の減額、共同  
事業交付金の増額に伴う財源振替でございます。

次に 3 款後期高齢者支援金等 1 項 1 目後期高齢者支援金 12 万 5,000 円の増額補正でございま  
す。支援金の概算支払い額が確定したことによる増額でございます。財源につきましては国庫  
支出金の増額でございます。次に 12 ページをお開きください。4 款前期高齢者納付金等、1 項  
1 目高齢者納付金 1 万 9,000 円の増額補正でございます。納付金の概算支払い額が確定したこ  
とによる増額でございます。財源につきましては前期高齢者交付金の増額です。

次に 6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金 14 万 9,000 円の減額補正でございます。納付金の  
概算支払い額が確定したことによる減額でございます。財源につきましては国庫支出金の減額  
でございます。

次に 7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費拠出金 911 万 3,000 円の減額補正でございま  
す。拠出金の額が確定したことによる減額でございます。

次に 3 目保健財政共同事業拠出金 1,360 万 3,000 円の減額補正でございます。拠出金の額が  
確定したことによる減額でございます。財源につきましては共同事業交付金の増でございます。

次に 14 ページをお開きください。8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費、特定健  
康診査委託料 494 万 4,000 円の減額補正でございます。特定健診受診者数の実績見込みによる  
減額でございます。内容につきましては当初受診者数 1,680 人を見込んでおりましたが、特定

健診受診者数が1,100人となる見込みでございますので580人分の減額補正でございます。なお特定健診の受診率は医療機関とのデータの受領約30%を見込んでおります。財源につきましては国庫支出金及び道支出金の減額、諸収入の減額でございます。

次に10款公債費、1項1目利子、一時借入金利子85万円の減額補正でございます。一般会計特別会計からの基金運用をいただいたことにより、一時借入金を圧縮したことによる利子の減額でございます。

次に16ページをお開きください。11款諸支出金、1項3目償還金4,418万9,000円の増額補正でございます。内訳につきましては過年度国民健康保険療養給付費等負担金と財政調整交付金の額の確定により国庫支出金の超過交付額4,215万7,000円の返還と、過年度特定健康診査等負担金の額の確定により、国、道負担金の超過交付額をそれぞれ101万6,000円、計203万2,000円の返還でございます。財源につきましては共同事業交付金の増額でございます。続いて、2項1目直営診療施設勘定繰出金、(1)国民健康保険病院事業会計繰出金424万7,000円の計上でございます。内容は救急患者受入態勢支援事業及び医師等確保支援事業に対して特別調整交付金の助成を受けるものであります。国民健康保険担当經由して申請するもので町立病院会計に繰り出しするものでございます。財源につきましては国庫負支出金を全額充当するものでございます。

次に4ページをお開きください。歳入でございます。2款国庫支出金、1項2目高額医療費共同事業負担金227万9,000円の減額補正でございます。実績見込みによる減額でございます。3目特定健康診査等負担金57万1,000円の減額補正でございます。これも実績見込みによる減額でございます。

続いて2項1目財政調整交付金2,413万5,000円の減額補正でございます。国保会計の収支差額見合い分を計上しております。単年度の赤字は1,869万7,000円を見込んでおります。

次に3款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金2,556万6,000円の増額補正でございます。退職医療に係る交付金で現年度分の概算交付見込みによりに2,099万9,000円の増額と過年度分の額の確定により追加交付456万7,000円の増額補正でございます。

次に6ページをお開きください。第4款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金29万9,000円の減額補正でございます。交付金が確定したことによる減額でございます。

次に5款道支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金227万9,000円の減額補正でございます。実績見込みによる減額でございます。2目特定健康審査等負担金57万1,000円の減額補正でございます。実質的見込みによる減額でございます。

次に7款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金1,272万3,000円の増額補正でございます。80万円を超える高額療養費に係る交付金が確定したことによる増額でございます。2目保険財政共同安定化事業交付金1,195万7,000円の増額補正でございます。30万円を超える高額療養費に係る交付金が確定したことによる増額でございます。

次に8ページをお開きください。9款繰入金、1項1目一般会計繰入金、保険基盤安定制度分89万9,000円の増額補正でございます。保険基盤安定負担金の確定による増額で内訳として



保健者支援分 143 万 8,000 円の増額。保険税軽減分 53 万 9,000 円の減額で合計 89 万 9,000 円の増額補正でございます。

次に 11 款諸収入、3 項 1 目特定健康診査等一部負担金 109 万円の減額補正でございます。実績見合いによる減額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君）ただいま担当課から説明がございました。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これもちまして議案第 2 号の議案説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 1 2 時 0 3 分

---

再 開 午後 1 3 時 0 5 分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 4、議案第 3 号 平成 26 年度白老町後期高齢者医療事務特別会計補正予算（第 2 号）の議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議 3－1 をお開き下さい。議案第 3 号でございます。平成 26 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ 199 万 2,000 円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,703 万 2,000 円とする補正でございます。

2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。

6 ページをお開きください。歳出、1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、（1）後期高齢者医療運営経費 8 万円の増額補正でございます。内容につきましては健康診査受診勧奨の通知及び保険料の口座振替の勧奨集金に係る経費で消耗品 5 万 1,000 円、通信運搬費 2 万 9,000 円の補正でございます。財源につきましては広域連合交付金を全額充当するものでございます。次に 2 款分担金及び負担金、1 項 1 目広域連合分賦金（1）広域連合負担金 207 万 2,000 円の減額補正でございます。内容につきましては後期高齢者医療保険料負担金は被保険者から徴収した保険料を広域連合に納付しますが、被保険者数の伸びを勘案し、広域連合から保険料総額が算定され、それをもとに当初予算に計上しましたが保険料の実績見込による精算で 207 万 2,000 円の減額でございます。

次に 4 ページをお開きください。歳入でございます。1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目後期高齢者医療保険料 207 万 2,000 円の減額補正でございます。実績見込による補正でございます。内容につきましては 1 節現年分特別徴収保険料 391 万 1,000 の減額、2 節現年分普通徴収保険料 183 万 9,000 円の増額で合計 207 万 2,000 円の減額でございます。

次に2款広域連合支出金、1項1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金8万円の増額補正でございます。内容は健康診査受診勧奨や保険料の口座振替勧奨通知に要する経費に対する交付金でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

議案第4号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 議案第4号でございます。平成26年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正は主に不用額等の整備であります。歳入歳出それぞれ1,563万7,000円を減額して総額を12億6,882万円とする補正でございます。

次に2ページの「第1表 歳入歳出予算補」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に4ページをお開きください。「第2表 債務負担行為補正」は水洗便所改造資金の新規貸しつけがなかったための廃止でございます。5ページの「第3表 地方債補正」につきましても事業確定に伴う限度額の補正でございます。

次に歳入歳出事項別明細書でございますが、歳出のほうからご説明いたします。10ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費380万円の減額、（1）下水道業務一般事務経費、2節給料から4節共済費については職員の人事異動に伴う減額でございます。27節の公課費については、消費税納付額の確定によるものであります。（2）水洗便所普及・排水整備促進経費については、貸付実績による不用額の整理でございます。

次に2目下水道維持管理費120万円の減額、管渠維持補修及び清掃実績等による執行残の整理でございます。3目処理場管理費170万円の減額、汚泥処分実績による不用額等の整備でございます。

次のページでございます。2項1目下水道施設793万7,000円の減額、2節給料費から4節共済費の関係につきましては職員の人事異動に伴う減額、13節の委託料、15節の工事請負費ともに入札差金等による執行残の整理でございます。続いて2款公債費、1項1目、利子100万円の減額でございます。新規借入起債の額及び利率の減少等に伴っての減でございます。続いて戻って歳入でございます。6ページ目をお開きください。2款1項1目下水道使用料につきましましてはさきに説明した際の不用額と整備に伴い、見合いの額を減額調整するものでございます。

次に3款国庫支出金につきましては、事業費の確定に伴う補助金の精算でございます。6款

3項1目貸付金元金収入につきましては水洗便所改造資金の貸付実績に伴う貸付元金の減でございます。7款1項1目下水道債については対象事業費等の確定による減額を計上するものでございます。以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終了いたします。

日程第6、議案第5号 平成26年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） ページ議5-1です。議案第5号 平成26年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正につきましては歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,927万9,000円とするものであります。

次に2ページをお開き願います。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますのでご説明は省略いたします。

次に歳入歳出事項別明細書につきましては歳出のほうから説明申し上げますので6ページをお開き願います。2歳出、1款港湾機能施設運営費、1項1目港湾機能施設運営費34万6,000円の増額でございます。11節需用費は、光熱水費の電気料で12万円の増額、修繕料は上屋のシャッター修繕で16万4,000円でございます。次に12節役務費は、通信運搬費で上屋軽微の電話料金で2,000円の増額としております。13節委託料は船舶給水業務委託料で5隻分の8,000円の増額といたしましたが、次にその消防設備保守点検業務委託の入札差金が1万5,000円の減額でございました。ほぼ7,000円の減額です。27節公債費は消費税の25円と消費税確定申告中間等価格の不足分6万7,000円の増額であります。

続きまして2款公債費、1項1目利子、23節利子で27万円の減額でございます。長期債利子償還金で借入技術の減により22万9,000円、一時借入金利子償還金では会計間運用減により4万1,000円の減額でございます。以上が歳出の内容でございます。

4ページへお戻り願います。1歳入、1款使用料及び手数料、1項1目港湾使用料21万2,000円の増額でございます。公共上屋使用料が31万2,000円の増額でございます。土木資材の一時保管として11ヶ月程度の利用がございました。次に船舶給水施設使用料10万円の減額でございます。当初予算で見積もった作業船の給水料の減によるものでございます。2款財産収入、1項1目財産借入収入38万円の増額でございます。土地貸付面積による増であります。3款繰入金、1項1目他会計繰入金51万6,000円の減額でございます。上屋使用料収入及び土地貸付収入の増額により減額でございます。以上、歳入の内容でございます。これで、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第6号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 議案第6号でございます。平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。説明の前に、誤りがございましたので訂正をさせていただきたいと思っております。4ページ繰入金でございますが、72款と記載しております4款に修正をお願い申し上げます。戻りまして2ページ表中の72繰入金これにつきましても、4繰入金に訂正をお願い申し上げます。事務的な誤りであります。今後このようなことがないよう、訂正してお詫び申し上げます。それでは、説明に入らせさせていただきます。

今回の補正予算につきましては歳入歳出それぞれ40万9,000円を減額し、総額を311万5,000円とするものでございます。

次のページ、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。歳出からご説明申し上げます。6ページ、7ページ開き願います。1款1項1目墓地区画費で40万8,000円の減額でございます。次に3款1項1目予備費1,000円の減額でございます。

次に歳入のご説明をいたします。4ページ、5ページお開き願います。1款使用料及び手数料、1項1目墓苑使用料93万2,000円の減額でございます。墓地使用許可の実績による減額でございます。

次に2款諸収入、1項1目町預金利子1,000円の減額でございます。次に4款繰入金、1項1目他会計繰入金は52万4,000円の増額でございます。利用料収入の不足を一般会計より繰り入れしていただくものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関しての質疑を許します。に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第7号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 議7-1をお開き下さい。議案第7号 平

成 26 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算、第 2 項につきましてご説明いたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 775 万 1,000 円を減額し、歳入歳出の総額 19 億 8,305 万 9,000 円とするものでございます。2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明を申し上げます。10 ページをお開きください。歳出でございます。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 201 万 7,000 円の増額補正でございます。これにつきましては不用額の整理と介護報酬改定に伴うシステム改修委託料の増額で、改修費用の 2 分の 1 が国庫補助金でございます。2 項 1 目賦課徴収費 10 万円の減額補正で不用額の整理でございます。3 項 1 目認定調査費 8 万 7,000 円の増額補正で、認定調査員の賃金の減額と認定申請数の増加による主治医意見書手数料の増額でございます。

12 ページをお開きください。2 款保険給付費給付費、1 項 1 目介護給付費、288 万 7,000 円の減額補正でございます。これにつきましては、1 カ月当たりの在宅利用者 447 人を見込みに対しまして 485 人と増加しており訪問型サービスが増加している反面、施設サービスが減少していることから減額するものでございます。1 項 2 目介護予防給付費 537 万 5,000 円の増額補正でございます。これにつきましては 1 カ月当たりの在宅利用者 447 人を見込みに対しまして 485 人と増加しており訪問型サービスが増加している反面、私サービスが減少していることから減額するものでございます。2 目介護予防給付費 537 万 5,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、1 ケ月あたり利用者数 202 人を見込みに対し 260 人の増加しておりますが、当初見込んでいた医療サービスが、増額したことによるものでございます。3 目審査支払い手数料 7 万 2,000 円の増額補正で、これは国保連合会における審査手数料で実績見合いによる増額でございます。2 項 1 目高額介護サービス費 912 万 1,000 円の減額補正で当初と比較して、対象者数の減少によるものでございます。

14 ページをお開きください。3 項 1 目特定入所者介護サービス費 931 万 9,000 円の減額補正でございます。これにつきましては介護保険施設入所者の食費及び居住費の低所得者に対する補足給付を行うもので、対象者数の減少によるものでございます。3 款地域支援事業費、1 項 1 目介護 2 次予防高齢者施策事業費 205 万の減額補正で、2 次予防高齢者に対する通所介護予防委託料の減額でございます。2 項 3 目任意事業費 31 万円の減額補正でございます。この主な内容は、生活保護受給者やそれに準ずる方の審判請求のための町長申し立て件数が現在までゼロ件であるため、審判請求費及び専門後見人報酬の減額でございます。

16 ページお開きください。4 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費事業基金積立金 1,338 万 5,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、平成 25 年度道負担金等の追加交付分を介護給付費事業基金に積み増しするための増額でございます。6 款諸支出金、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 10 万円の増額補正でございます。これは過年度分の介護保険料還付するための増額でございます。これで支出を終わらせていただきます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。4 ページにお戻りください。歳入でございます。2 款分担金及び負担金、1 項 1 目地域支援事業負担金 22 万 6,000 円の減額補正で介護 2 次予防

高齢者通所介護事業負担金の減額でございます。3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金250万5,000円の増額補正でございます。これは当初の見込み額よりも交付内示額が増加によるものでございます。介護給付費に対します国の負担割合が施設分が15%、その他分が20%となっております。2項1目調整交付金117万3,000円の減額で、交付内示額に対する整理でございます。2目地域支援事業交付金（介護予防事業）分、45万6,000円の減額で交付内示額に対する整理で国の負担割合は25%でございます。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）12万3,000円の減額で、交付内示額に対する整理でございます。国の負担割合は39.5%となっております。4目介護保険事業費補助金105万8,000円の増額で、歳出でご説明いたしました介護保険システム改修に伴う補助金でございます。

6ページをお開きください。4款道支出金、1項1目介護給付費負担金、1節の現年度分1,245万6,000円の減額でございます。これは交付内示額に対する整理で道の負担割合は施設が17.5%、その他分が12.5%でございます。2節の過年度分1,221万3,000円の増額につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました平成25年度道負担金の追加交付分でございます。3項1目地域支援事業交付金介護予防事業に22万8,000円の減額で交付内示額に対する整理でございます。道の負担割合は12.5%となっております。2目地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業6万2,000円の減額で、交付内示額に対する整理でございます。道の負担割合は19.75%となっております。5款支払い基金交付金、1項1目介護給付費負担金、1節の過年度分752万1,000円の減額で、交付内示額に対する整理で支払い基金の負担割合は29%でございます。2節の過年度分70万1,000円の増額は、先ほど歳出でご説明いたしました平成25年度分の国で追加交付分でございます。2目地域支援事業支援交付金1節の過年度分52万9,000円の減額で、交付内示額に対する整理でございます。支払基金の負担割合は29%でございます。2節の過年度分46万6,000円の増額で、先ほど歳出でご説明いたしました平成25年度の追加交付分でございます。

8ページをお開きください。7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金261万円の減額補正でございます。これは介護給付費に対する一般会計負担分で負担割合は12.5%でございます。2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）分22万8,000円の減額で、町の負担割合は12.5%でございます。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）分6万2,000円の減額で、町の負担割合は19.75%でございます。4目その他一般会計繰入金98万円の増額で歳出でご説明しました総務費に係る一般会計の繰入金でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま、議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第8号 平成26年度白老町白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第

1号)の議案について説明をお願いいたします。

野宮病院事務長。

○病院事務長(野宮淳史君) 議8-1をお開き願います。議案第8号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。今回の補正につきましては他会計からの繰入金424万7,000円を歳入として増額補正するものでございます。第1款の病院事業収益につきましては、既決予定額9億614万3,000円に424万7,000円を追加し、9億1,039万円とする内容になってございます。2ページ目の実施計画書につきましては記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

3ページ目の収益的収入についてご説明申し上げます。今回の補正の主な内容につきましては、平成26年度において国民健康保険事業特別会計から他会計補助金として424万7,000円を医業外収益に増額計上する内容になってございます。内訳でございますが平成26年度国民健康保険直営診療施設特別調整交付金といたしまして、救急患者受入態勢支援事業で393万9,000円。また医師及び看護師等の確保支援事業で30万8,000円のうち2事業分、合わせて424万7,000円となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第21号 白老食育防災センター設置条例の制定についての議案について、説明をお願いいたします。

葛西食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課(仮称)食育防災センター開設準備担当課長(葛西吉孝君) 議案第21号でございます。議21-1をお開き下さい。しらおい食育防災センター設置条例の制定について。しらおい食育防災センター設置条例を次のとおり制定するものとする。平成27年2月23日提出、白老町長。制定条例ですので全部を朗読させていただきます。先に議案説明のほうから説明をさせていただきたいと思っております。議21-3をお開きください。議案説明でございます。しらおい食育防災センター設置条例の制定について、災害等非常時における食料供給拠点及び平常時の学校給食の供給等の食育に関する事業を実施する白老食育防災センターを設置することから、地方自治法第244条の2の規定に基づき、公の施設の設置及び管理に関する事項を定めるため本条例を制定するものであります。

議21-1へお戻りください。しらおい食育防災センター設置条例

(目的)

第1条 白老町における災害発生時等における、食料供給等の防災に関する事業及び平常時の学校給食の供給等の食育に関する事業を円滑に行うため、町民との業務を実施する施設として、しらおい食育防災センター(以下「食育防災センター」という)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 食育防災センターの名称及び位置は次のとおりとする。名称、しらおい食育防災センター、白老郡白老町字石山 68 番地 31。

(職員)

第3条 食育防災センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(白老町学校給食センター条例の廃止)

2 白老町学校給食センター条例(昭和 45 年条例第 47 号)は、廃止する。説明につきましては以上でございます。

○議長(山本浩平君) ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 21 号の議案についての質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 21 号の議案説明を終わります。

日程第 11、議案第 22 号 白老町学校給食費条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

葛西食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課(仮称)食育防災センター開設準備担当課長(葛西吉孝君) 議案第 22 号であります。

白老町学校給食費条例の制定について。

白老町学校給食費条例を次のとおり制定するものとする。平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。本条例につきましても制定条例ですので、全文を朗読させていただきます。まず最初に議案説明のほうを説明させていただきます。

議 22-3 をお聞きください。議案説明でございます。白老町学校給食費条例の制定について。しらおい食育防災センターの設置により、学校給食センター条例が廃止となることから、同条例に定められていた学校給食費にかかわる基準を条例で定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

議 22-1 へお戻りください。白老町学校給食費条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号。以下「法」という。)に基づき実施する学校給食に係る学校給食費に関して必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)



第2条 町は、法第4条の規定に基づき、町が設置する町立学校（白老町立学校設置条例（昭和42年白老町条例第27号）で定める学校をいう。）に在籍する全ての児童、生徒及び学校給食を受ける教職員等を対象に学校給食（法第3条第1項に規定する学校給食をいう。）を実施するものとする。

（給食費の額）

第3条 給食費の額は、学校給食に要する経費のうち、法第11条第2項に規定する保護者の負担する範囲の半範囲内において、教育委員会が定める額とする。

（給食費の徴収）

第4条 町長は、第2条の規定により学校給食を受ける児童、生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びその他これに準じる者）及び学校給食を受ける教職員等から給食費として徴収する。

（給食費の納付）

第5条 給食費は、当該月分を規則で定める日までに納付しなければならない。

（学校給食の試食）

第6条 保護者又は学校給食の普及充実に努めることを目的とした個人又は団体から学校給食の試食の申し出があった場合は、当該申し出をしたものに対し、学校給食を実施することができる。

2 前項の学校給食を実施したときは、学校給食を受けたものから、第3条に規定する額を徴収する。

（委任）

第1条 この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。説明につきましては以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第22号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第22号の議案説明を終わります。

日程第12、議案第23号 白老町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 議23-1をお開き下さい。議案第23号 白老町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について白老町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。平成27年2月23日提出。白老町長。本条例は新しい条例でございますので、全文を朗読させていただきます。白老町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 包括的支援事業 法第115条の45第2項から第5項までに規定する事業。
- (2) 被保険者 法第9条に規定する者。
- (3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する者。

(基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第4号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。（職員数の基準）

第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務の職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。なお、第1号被保険者の数は法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数とする。（次条において同じ。）

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 第2号社会福祉その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任研介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむ6,000人を超える場合の包括支援センターの人員配置基準は、第1項に規定する職員の員数に加え、第1号被保険者の数から6,000人を減じた上で、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じた人員を加えた員数とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じそれぞれ同表に定めるところによることができる。

- (1) 号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合
- (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると町の地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

4 第1項各号に規定する準ずる者については、それぞれ次の各号に定めるものとする。

- (1) 保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師を除く。)
- (2) 社会福祉に準ずる者 福祉事務所の現業員等の経験で業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
- (3) 主任介護支援専門員に準ずる者 厚生労働省が定めるケアマネージメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は平成27年4月1日から施行する。

次に、別表でございませう。この別表は(第4条関係)となります。区分は、左欄の担当する区域における第1号被保険者の数と右欄の人員配置基準となつてございませう。この後は、左欄から右欄にそつて順次朗読いたします。最初の欄でございませう。おおむね1,000人未満の場合は、第4条第1項各号に掲げるもののうちから、1人または2人。真ん中の欄でございませう。おおむね1,000以上2,000人未満の場合は、第4条第1項各号に掲げるもののうちから、2人そのうち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とします。最後の欄でございませう。おおむね2,000人以上3,000人未満の場合は専らその職務に従事する常勤の第4条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2項又は第3号に掲げる者のいずれか1人とし、以上の区分に基づき地域包括支援センターの職員の人員配置基準が65歳以上の第1号被保険者数によって定めております。

次に、議23-4をお開き下さい。議案説明でございませう。「地域の実勢及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令に定められていた「地域包括支援センターの職員及び運営の基準」について、市町村の条例により定めることとなったことから、その基準を定めるため、本条例を制定するものでございませう。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第23号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方どうぞ。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) それでは質疑なしと認めます。これをもって議案第23号の議案説明を終わります。

日程第13、議案第24号 白老町公共施設等整備基金条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第 24 号でございます。白老町公共施設等整備基金条例の制定について、白老町公共施設等整備基金条例を次のとおり制定するものとする。平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。この条例につきましても新しい制定でございますので、全文を読み上げて説明を申し上げます。白老町公共施設等整備基金条例

（設置）

第 1 条 本町における公用または公共の用に供する施設（以下「公共施設」という。）の整備に要する資金に充てるため、白老町公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第 2 条 基金は、指定寄附及び予算で定める額を積み立てるものとする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳出歳入予算に計上して、その基金に繰り入れるものとする。

（基金の処分）

第 5 条 基金の設置目的を達成しようとする必要が生じたときは、町長はその所定の予算を定め処分するものとする。

（繰替運用）

第 6 条 町長は財政上必要と必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金を属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することはできる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（白老町教育関係施設整備基金条例及び白老町都市づくり基金条例の廃止に都市公園づくり基金条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）白老町教育関係施設整備基金条例（昭和 53 年条例第 1 号）

（2）白老町都市公園づくり基金条例（平成 15 年条例第 2 号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の全項各号に掲げる条例の規定により設置されていた各基金に属する現金は、この条例の規定により設置される基金に属する現金とみなす。

続きまして、議案説明でございます。基金の有効かつ効率的な効果的な活用を図ることを目的として、白老町教育関係施設整備基金及び白老町都市公園づくり基金を統合し、本町の公共施設等の整備に要する財源に充てるため、本条例を制定するものであります。この条例に関しましては、昨年度を策定した財政健全化プランの第6章今後の課題におきまして、各種基金の統廃合ということで行っております。また本日補正10号で説明いたしました、都市公園づくり基金は5,000万を積み立てを行うことで本年度の都市公園づくり基金は9,835万7,000円になります。また、教育関係施設等整備基金につきましては、1,675万9,000円の残高はございますので本年度末で統合することによって1億1,511万6,000円の26年度末残高が生じることとなります。この統合によりまして今後生じる公共公用施設の、統廃合に向けたいろいろな改修修繕に向けてこの基金を活用して財源に向けていきたいと考えております。また、総務文教常任委員会のほうで一部で説明を申し上げていた、緑化基金を廃止しまして緑の基金の制定ということもご説明しておりましたけれども、緑の基金につきましては環境保全に対するの解釈が公害対策から温暖化対策またはごみ対策と幅広く存在することから、緑化基金については目的が都市緑化だけに特化しておりましたのでその統合につきましては、なかなか環境保全という定義が広く生じるということで包括できなという結論になりまして今回その部分は見送ることにしました。また、その他の目的基金についても今回さまざまな目的用途ございますので今後また再検討としまして、統合できるものは統合して今後の財源に活用していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第24号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第24号の議案説明を終わります。

日程第14、議案第25号 白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第25号でございます。白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例の制定について、白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例を次のとおり制定するものとする。平成27年2月23日提出。白老町長。この条例につきましても新制定でございますので、本文を読み上げて説明申し上げます。白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例

（設置）

第1条 白老町を応援する人々からの寄附を通して、寄附者の思いを反映した個性あるまちづくり事業を展開し、「ふるさと白老の元気づくり」に資するため、白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、指定寄附金及び予算で定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第5条 基金の設置目的を達成しようとする必要が生じたときは、町長は所定の予算を定め処分するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することはできる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案説明でございます。白老町を応援する寄附者の意向を尊重した個性あるまちづくり事業を展開し、「ふるさと白老の元気づくり」に資するべく、応援寄附金を基金として適正に管理及び運用するため、本条例を制定するものでございます。この条例につきましても本補正第10号でご説明を申し上げましたけれども、指定寄附金は本年度1,704万8,000円をいただいておりますので、この基金に積み積み立てて次年度の各事業の財源に振り返って事業を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第25号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第25号の議案説明を終わります。

日程第10号、議案第26号 教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について。議案第29号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。議案第30号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第33号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上4議案について教育委員会制度改革に伴う条例の制定一部改正であり、一括して説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは議案第26号をご説明いたします。議案第26号 教育委

員会教育長の服務に関する条例の制定について。教育委員会教育長の服務に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。新制定でございますので全文を朗読させていただきます。教育委員会教育長の服務に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間その他の勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間及びその他の勤務条件)

第 2 条 教育長の勤務時間及びその他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第 3 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する機会を除くほか、教育委員会が定める場合

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は教育委員会が、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長については、この条例の規定は適用しない。

議案説明でございます。教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について、現行の教育委員、委員長と教育長統合し新たな責任者（新「教育長」）を置くことなどとする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 27 年 4 月から施行されることに伴い、同法第 11 条第 5 項の規定に基づき、常勤の特別職の身分となる新「教育長」の服務に関する事項を条例で定める必要があることから、本条例を制定するものであり補足説明いたします。これまで教育長の勤務時間及び勤務条件については、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例に規定しておりましたが地方教育行政法の改正に伴い、教育長が常勤の特別職となるためこの条例を廃止して特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例を適用させる改正を行います。町長副町長とは別に教育長の勤務時間等について定める必要があることから、本条例を制定し合わせて法第 11 条第 5 項の規定に基づき、職務専念義務免除の規定を加えるものであります。なお、附則の経過措置により新教育長の任期から本条例を適用する

こととしております。以上でありますがこの後、教育委員会制度見直しについて別添資料により高尾教育課長のほうから説明をいたします。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） それでは、私のほうから教育委員会制度の見直しについてということでご説明させていただきます。まず、資料のほうをご覧ください。はじめにですけれども地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これが昨年6月20日に公布されまして本年4月1日から施行されるということになります。今回の制度改革では現政権が政策の大きな柱として掲げる教育の再生を図るため、地方公共団体の長が教育文化等の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることそして総合教育会議を設けること、さらに地方公共団体の長が議会の同意を経て直接任命する教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する等の見直しを行うということが主な内容でございます。こちらにつきましては、約60年ぶりの大きな制度改革というふうに言われているところでございます。第2の教育委員会制度の仕組みと意義というところでございますけれども、1つ目、現行の教育委員会制度の仕組みについて、まず1つ目は教育委員会は首町から独立したという行政委員会（教育行政の執行機関）として、すべての都道府県及び市町村等に設置されております。また、ちょっと飛ばしますけれども教育委員長は教育委員は非常勤で原則5人任期は4年で再任可となっております。教育委員長につきましては教育委員会を代表し教育委員のうちから教育委員会で選挙して決定するというようになっておりまして、任期が1年、再任可という現在の状況であります。あと教育長が、常勤の教育委員のうちから教育委員会が任命するというようになっております。教育委員長との兼務はできないというふうになっております。2つ目、教育委員会制度の意義、趣旨的なものでございますけれども、まず1つ目に政治的中立性の確保ということで教育はその内容が中立公正なことが極めて重要であることから個人的な価値判断や、特定の党派の影響から中立性を確保するということが必要であります。ということです。2つ目、継続性・安定性の確保ということで特に義務教育について学習機関等を通じて一貫した方針のもと、安定的に行なわれるということが必要です。3つ目、地域住民の意向の反映ということで教育は地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなくて広く地域住民が参加を踏まえて行われることが必要であります。こちらが教育委員会制度の趣旨ということでございます。

続きまして、2ページ目になりますけれども、第3、教育委員会制度を今回の制度改革の概要でございます。主に法律の改正での概要について説明させていただきます。改正の趣旨ですけれども、教育の政治的中立性、継続性安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な機関体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため地方教育行政制度の改革を行うというものでございます。これまでの教育委員会制度の課題といたしまして、指摘されている部分でございますけれども教育委員委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい。あと教育委員会の審議が形骸化している、あるいは、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない。地域住民の民意が十分に反映されてい



ない。などの課題がございまして、今回の制度改革において教育行政における責任の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携強化、いじめによる自殺等が起きた場合においても国が教育委員会に指示できるということが明確化ということがなされております。なお、教育委員会の政治的中立性を確保するという観点から教育委員会は引き続き執行機関となっておりまして、後で説明します総合教育会議で首町と協議調整は行われるけれども最終的な執行権限は、教育委員会に確保されているというものでございます。

次に具体的な改正の内容でありますけれども、まず2としまして教育行政の責任体制の明確化としまして、1つ目は教育委員長と教育長を一本化した新教育長を常勤の特別職でございすけれども、こちらをおくと。教育長は首長が議会の同意を得て直接任命・罷免を行うということ、あと教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育委員会会議の主宰者であり、具体的な事務執行の責任者、あるいは事務局の指揮監督者という位置づけになります。教育長の任期は3年になります。教育委員の任期はそのままの4年ということが継続されております。教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができるということがありまして教育長は委任された事務の執行状況を教育委員会に報告するという規定も設けております。

次の3ページになりますけれども、ちょっと図をご覧いただきながらいうことで、これまで首長が議会の同意を得て教育委員を任命して、その後教育委員会の中で教育長を任命するという制度でした。また、教育委員長が教育委員会の代表者会議が主催者ということございまして、教育長は具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者という位置づけでしたけれども、こちらが下のほうの図になりまして、改正後は議会の同意得て教育委員を任命するということとともに直接、町長が教育長についても任命するということになります。また教育長と教育と教育委員長と教育長が統合されまして、新教育長が教育委員会の代表者、事務執行の責任者となるということです。この制度改革によりまして、首長の教育長会の任命責任が明確化するということとともに教育委員会の職務権限に関する第一義的な責任者が教育長であるということが明確になったということございまして、これらに関しまして文部科学大臣のほうで発言しておりまして、まず実態としては、首長が教育長になるべきものを選んでおり、制度と実態に乖離があると言われていた中で新教育長は首町が議長が議会の同意を得て直接任命することになり制度と実態の乖離がなくなり、首長の任命責任が明確になるとともに議会による教育長の資質・能力のチェック機能の強化に資すると発言しております。又、首長から任命されたとしても首長からの指揮監督を受ける立場ではなく首長の部下となるわけではないことから、教育の政治的中立性が損なわれているというものではないということございまして。

次の4ページでございまして、2番目教育長会のチェック機能の強化このに関する規定が追加されております。まず新教育長の判断による教育委員の迅速な情報提供や会議の招集を実現することができるようにたったという中で教育委員によるチェック機能の強化のため、1つ目が教育委員の定数の3分の1以上から会議の招集は請求できると。2つ目は教育長が委任された事

務の管理執行状況報告する義務が規定されております。また、会議の透明化のため、原則として会議の議事録を作成公表するというのが新たに規定されております。次に、3番目総合教育会議の設置についてでございますけれども、まず総合教育会議については首長が設置し首長と教育委員会により構成されるものであって会議は原則公開し議事録を作成、公表を努力義務としております。また、会議では大綱の策定、教育条件の整備と重点的に講ずべき施策、緊急の場合に構ずべき措置等について協議・調整を行い調整された事項については、構成委員は調整の結果を尊重しなければならないということが記されています。下の図でございますけれども、下のほうをご覧くださいましてまず総合防災会議の設置が規定されたことによりまして、首長が教育行政が果たす責任や役割が明確になるとともに公の場で教育政策を論議することが可能になります。あと、そのことから教育政策の方向性を共有して執行できるという効果というか、そちらがでございます。

あと、総合教育会議関係しまして、また、大臣の発言なのですけれども予算等の権限を有する首長は日ごろから教育施策に対してしっかりと協議を行い、方向性を定めていることが重要である。教育委員会を執行機関として残しつつ教育行政における首長と教育委員会との、職務権限は変更していないこととし総合教育会議という公開の場において十分に協議調整が行われるため、教育委員会の権限侵されるということは至らないということを発言しております。

続きまして最後5ページになります。大綱の策定についてであります。大綱は教育行政における地域住民の意向をより一層反映させるという観点から首長が策定するということになっております。また、大綱は総合教育会議において首長と教育委員会と協議調整し、教育の目標や根本的な方針、教育基本法に基づき策定する国の基本的な方針を参酌して定めるものとされておりまして首長及び教育委員会は策定した大綱のもとに、それぞれの所管する事務を執行するということになります。それちょっと下の図なんですけれども、大綱につきましては地域の実情に応じて策定するということになっておりますけれども、一応、例示として平成何年度までに全校の耐震化を完了するだとか、学校の統廃合を推進するあるいは少人数学級を推進するというようなそういう環境整備に関することだとか、幼児教育保育の充実についてどのようなことをしていくというような内容、大きな個別に書くのではなくて大きな方向性を書いているということになっております。それで、左が首長の判断で記載可能なものは、こちらは私立学校だとか教育財産いわゆる首長の職務権限に該当するものがありまして、右側の教育委員会の判断を受けて記載可とするものとみなして、例えば公立学校の設置、管理・廃止だとか教育課程・学習指導、生徒指導に関することなどが考えられるということでございます。それと、下のほうの記載は調整と協議という言葉に関しましてですけれども、調整とは、教育委員会の権限に属する事務について予算の編成、執行や条例提案など首長の権限との調和を図ることが必要な場合ののち、協議は調整を要しない場合も含め自由な意見交換の場として幅広く行えるものとして設置していくということです。総合教育会議は首長と教育委員会という執行機関同士が協議し調整を図るものであり、両者で調整がついた事項についてはそれぞれの結果を尊重して事務を執行するということです。なお教職員人事異動の方針だとか、教科書採択の基準については、

予算等の首長の権限にかかわらない事項でもあり総合教育会議における調整の対象にならない。しかし、自由な意見交換としての協議を行うことは考えられるとしております。ただし、教育委員会を同義性の執行機関として残すとともに、教育委員会の職務権限は変更しないということとしていることから、最終的な決定権限は教育委員会に留保されていることとございます。

次に、5としまして国の地方公共団体への関与と見直しというものですけれども、いじめや自殺の防止と児童生徒等の生命または身体への被害の拡大、又は発生を防止する緊急の必要がある場合に文部科学大臣が教育委員会に対して指示できることを明確化したということとございます。最後になりますけれども、その他として、まず総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならないことを先ほど言いましたけれども、あと経過措置として、現在の教育長は委員としての任期満了まで従前の例により在職するということとなります。あと、なお現在の委員長は教育長の任期完了等に、伴って、委員長としては退任するということとしまして、また、委員長としては退任ですけれども委員としては残ることも可能とございます。また、大綱の策定及び総合教育会議の設置の規定は、新教育長の就任の有無に関係なく、施行日よりことしの4月1日から適用するということになっております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは今の説明を受けまして、次に議案書に戻っていただきます。議案第29号でございます。議29-1ページでございます。議案第29号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。白老町職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。第1条中「第21条」を「第19条」に改めるというもので次のページ、議案説明でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、同法を引用している条項の整理のための改正であります。具体的には法第21条で規定している、事務局職員の定数を定めなければならないとする条項が法第21条から法第19条に変更になったものであり、これに伴って内容を改正するもので内容との変更はございません。以上であります。

続きまして、議案第30号をご説明いたします。白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。議30-3の議案説明会でございます。及びその裏面新旧対照表であります。町長の附属機関であります。白老町特別職報酬等審議会の所掌事務中、新教育長が常勤の特別職となることから教育長を加えることとし、教育委員会の附属機関であります白老町学校給食センター運営委員会の名称及び所掌事務中、しらおい食育防災センターの設置によりセンターの文言を削除する改正でございます。なお、附則の経過措置により別表第1項は、現教育長の任期までは改正前の条例を適用することとさせていただきます。

引き続きまして、議案第33号でございます。議33-1ページです。議案第33号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。議33-3をお開き下さい。議案説明及び新旧対照表でございます。

地方教育行政法の改正に伴い、現行の教育委員会委員長の職が配置されることから、所要の整備を行うための改正であります。なお、附則の（経過措置）により現教育長の任期までは改正前の条例を適用するとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま説明が終わりました。

これより議案第26号29号30号及び33号の議案の説明が終わりました。暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 2時24分

再 開 午後 2時34分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案についての質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 斎藤です。意見はたくさんありますが、意見は言わないことにして必要なことだけあのちょっとお尋ねしておきます。今聞いたばかりでよくわからない部分もたくさんですが、まず確認したいのは今までの教育委員会制度というのを、育教育長制度ですか。教育委員長か教育委員長っていうのは全部廃止して教育委員長をなくすということに捉えていいんですか。それは全部教育長が代行すると。代行じゃないんだね、今度はね。というあの過去のやつの教育委員長という制度は全く廃止するということなのかどうなのかということは今までは、教育委員さんが集まって教育長っていうのは選出していましたね。そういう方式はもうなくなるともう初めからその教育委員長を含めた教育長っていう、その人が決まっていて、そして互選という方式がなくなるんだと、こういうふうに捉えていいですか。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） おっしゃるとおりで今回一本化されるということで、教育委員長という職はなくなりますので、全て直接教育長が首長から任命されるということでその教育委員会内部でのまた互選だとかってことも当然なくなると、今の委員長もなくなりますので教育長と委員というという関係になります。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信君。

○3番（斎藤征信君） そこまではわかりました。この2ページのところに教育委員の任期は4年になっていて、そして教育長の任期は3年にすると、こういうふうに書いてありますよね。この任期の違いは何ですか。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 一言でいうと教育委員が教育長へのチェック機能果たすという意味合いが強くて、教育長がこれまでより権限が集中するという教育に対してですね、その部分がありますので、教育委員さんは4年のままにしてそういう資質とか総合行政会議とかで話しする中では、チェック機能の強化という意味合で言われています。

○議長（山本浩平君） 補足ありますか。古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 首長が4年後任期です。それを首長が教育長を任命するわけで、

そして3年にするということについては、今課長がお話した1点目は教育長にこれまで以上に権限が強化されると、そのチェック機能を果たすというのが1つです。それから、もう1つは首長が任命しておりますから首長自体が、教育長の資質能力についてのチェックを果たしていくというふうな、そういう2つのことから、教育長の任期を3年としています。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信君。

○3番（斎藤征信君） まだ理解していないんですけども、教育委員の任期が4年で教育長の任期が3年になったらチェック機能が権限が強まるというのはどういうことですか。4年だったら4年、その機能を働かせればすむわけですけどもね。そのあたりはどういうことなんですか。そこのところが理解できない。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） これまでの教育委員会制度では教育委員会を代表するの教育委員長なのです。だから実際的につていうか本来的には教育委員長がその権限の主体なんです。あくまでも教育長はその教育委員会のその教育委員長からその事務的な部分での任務を得まして、それを遂行するのが教育長なのです。それが今度は全てというか、教育委員会の代表でもありますし、ですから決裁権も教育長は実質的な部分では合議制だけでも最終的なその責任と決裁的な部分は持てるように今度なります。ですから、それだけ今まで以上に教育長の権限自体が大きくなるというそういうことから、そのチェック機能をほかからのチェック部分をしっかり果たして行かなければ、ただ教育長の権限のみが強くなっていくという危惧があるので、それを避けましょうというところの押さえです。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） そこは、それ以上言っても今どうしようもない部分ですから、それ以上は今は言いませんけれども。もう1つ、次のページ見ますと、その首長が任命をするということで会議もその次のページに会議も主催するのが、首長だということです。そして、首長が任命して会議を主催してと、ところが教育の政治的中立性が損なわれるというものではないとさっきおっしゃいましたけども、独立性を教育委員教育と委員会としてその独立性を保障される担保っていうのはどこにあるんですか。その部分。

○議長（山本浩平君） ちょっと中身に近いですね。そこだけ答えて下さい。

高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） まず、教育委員会の会議自体は今までどおり教育委員会の中で行いますので、今言った総合教育会議これはいろんな予算の関係だとかも含めまして、あと大綱の策定だとか教育行政の首長の執行権限の部分を踏まえて全体でその総合的な教育政策について話し合う場所ということになりますので、その中では、それぞれの職務権限は守られる調整と協議がついた事項にだけそれを持ち帰って、それぞれの執行機関に持ち帰って執行するということになりますので、そういった意味で政治的な中立性だとかそういう安定性だとか継続性だとか保たれるという意味合いでございます。

○議長（山本浩平君） あとは本会議のほうで。違うことの確認ですか。

3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 5ページの大綱の策定のところで、これはもうこれは首長が策定するっていうふうになっています。教育の大綱をつくるその責任者という形になるんでしょうけども。これも、教育委員会が今まで、教育行政方針というのは出していました。そうすると、ここで書いてあるのは地域住民の意向をより反映させる観点から首長がつくるんだということに読めるわけですけども、教育委員会が今までつくっていた教育長の段階での教育行政の策定というのは、これは余りにも、そこが浅いというふうな住民のあれが反映できないという判断からですか。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 大綱の策定の方法なんですけども、大綱は地域の実情に応じてという中で中身的にはねなるんですけれども、今のところ、まず教育委員会のほうで白老町の教育推進方針なりそういうものが今ないものですから、そういったものをつくりまして大臣の答弁とかではそれをもって大綱としても、あとそれを素案として総合教育会議にかけてそれをもって大綱とするということも許されていて、今斎藤委員のおっしゃったような浅いだとかそういう意味合いではなくて、全体として民意を反映するために首長も入って一緒にというか首長が発する大綱をつくりましょうということでの中身でございます。

○議長（山本浩平君） あとは本会議のほうでやって下さい、お願いします。ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって議案第26号29号30号及び議33号の議案説明を終了いたします。

日程第16、議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定についての3議案について一般職及び特別職の給与に関する条例の一部改正でありますので、一括して説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは、議案第31号をご説明いたします。ページ数議31-1をお開き下さい。議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。議案説明でございます。議31-15ページをお開きいただきたいと思います。平成26年度人事院勧告の平成27年4月実施に基づく給与改定の総合的な見直しのほか、職員の給与の自主削減を平成27年4月から継続するため本条例の一部を改正するものがございます。改正内容につきましては、別冊の議案説明資料にて説明をさせていただきたいと思いますので、そちらのほうをお開きいただきたいと思います。こちらの資料、人事院勧告に基づく給与改定及び独自削減等についてでございます。まず1ページ目です。人事院勧告による給与制度の総合的な見直し、次のよ

うな課題に対応するため俸給表を諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的な見直しを勧告ということで、最初に今回の26年度に出されました人事院勧告の内容について再度説明をさせていただきます。今回の勧告につきましては26年度執行分と27年4月から実施する分、この2つに分かれておりました。26年度分につきましては昨年の11月に11月会議において議決を得たところでございますが、このたびは人事院勧告の27年度分について条例改正を行うということでございます。まず、総合的な見直しの中で趣旨的なものでございますが民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適正に反映するための見直しであると。また官民の給与差を踏まえた50歳代後半層の水準の見直し加えて公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直しというご3本柱でございます。まず1つ目として地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直しということで、まず俸給表等の見直しがございます。いわゆる俸給表というのは給料表と言われるものでございますが、この水準を平均2%引き下げるといふ勧告でございます。詳しくは、若い方ですけど1級が全号俸、2級は1から12号俸まではこの号俸の引き下げはないということで、若年層にちょっと手厚くしてございます。3級以上の級の高位号俸50歳代とか後半の層における官民の給与差を考慮して、ここについては最大4%程度の引き下げを行うということになってございます。それから40歳代や50歳代前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から、5級・6級に号俸を増設と。これについては特に5級は今本町の場合、主幹職でございますが40代後半なるともう上がらないと給与が上がらないというような給与体系で、これを若干給与表を加えて増設して、もうちょっと給与が上がるような形の給料表になったという見直しをさせていただきます。それから(2)として地域手当の見直し。これについては直接、本町の職員は該当しませんが東京に派遣とか研修で2年間行かせる場合に該当するものでございますけど、この俸給表の水準の引き下げに伴い地域手当の支給割合、支給地域の見直しを行ってございまして全体で下げた分を、逆に都市の物価上昇とかそういうのに合わせて逆に上げてこの地域手当は上乘せしたということになっております。これまでは上限3%から18%だったものを今回20%まで上げているということでございます。それから2番目の職務や勤務実情に報じた給与配分ということで、まず(1)として単身赴任手当でございます。単身赴任手当についても派遣の職員が該当して一般の今白老の在庁職員は特段関係ありませんけど、民間を下回っている状況を踏まえて、基礎額現行2万3,000円を7,000円引き上げる。また、一定以上の距離である職員に対しては現行4万5,000円を最大2万5,000円引き上げるといふ改正人事院勧告になっております。それから(2)番目として管理職員特別勤務手当というのが新たに創設されております。災害への対処等にも臨時緊急の必要によりやむを得ず平日深夜午前0時から午前5時までの間に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給するとしてございます。主なものは以上でございますが、次に3番目の実施時期等でございますが、まず俸給表は平成27年4月1日に切りかえるとしてあります。(2)として激変緩和のための経過措置ということで、3年間現給保証するとしてございます。次のページです。給与表水準の引き下げ平均2%です。引き下げとなる職員に配慮した平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から3

年間に限り経過措置としてその差額を支給するものとしてございます。次に大きな2番目の給与条例の改正内容ということでこれを受けて今回どのように見直すかというところでございます。まず、これまでの例に倣いまして本町の給与については人事院勧告による見直しを前提とするものでございます。その上で給料及び期末勤勉手当は人事院勧告の現給保障の考え方に基づいて、平成27年3月31日にまで実施する削減後の額を補償することとしております。まず(1)として給料表の見直しでございます。これは人事院勧告に準拠して、新たな給料表にまずは改正させていただきたいと思っております。何度も申しているとおおり給料表は平均で2%の削減となるものでございます。次に(2)としまして自主削減の見直しでございます。これは今の人事院勧告に準拠するという部分とあわせてこれまでも独自削減、自主削減を行っておりますのでそれをどのようにするかというところでございますが、自主削減につきましては財政健全化プランの進行中であり、これまで同様の削減を継続することとし、全体の削減の緩和を目的とする見直しはこのたびは行わないということで考えてございます。これまでどおり継続ということがまずあります。給料なのですけども給料と期末勤勉手当、これ分けて考えさせていただきまます。なぜかといいますと給与については現在独自削減5%から14%の削減率を用いまして削減を行っておりますが、期末勤勉手当については削減を行っておりませんので、これ考え方違うふうになります。これから説明をさせていただきます。まず給料でございます。自主削減継続が前提であります。現給保障を行うために給料表の変更に伴い自主削減率は変更をして平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用することといたします。まずは一年間継続しますよということでございます。この独自自主削減につきましては現在職員労働組合と交渉を続けてございますが、残念ながらまだ妥結には至っておりません。再度交渉するということとなっております。それで、どこの自主削減率は変更して現給保障を担保するということでございますが、まずこの表にありますとおおり、まず行政職です。1・2級につきましては、現在5%削減も行っておりますが、今回給料表の1・2級は変わりませんのでこの率も変えないと現行どおりということでございます。3・4級につきましては現在8%削減を行っておりますのでこの新給料表が若干下がりますのでそこを調整して5.6%といたします。5級につきましては、現在11%のものを同様に8%にいたします。6級につきましては、14%を同様に10.8%とするものでございます。医療職の(1)というのは医師職でございまして、これにつきましては7%と変わらず。医療職の(2)・(3)につきましては、5級しかいませんので行政職と同様に5級までの削減率を用いるということにしております。それで、まずここで変更後の率の設定でございますが、単純に現在の月額給料を最低限保障することとして、新給料表から削減率を算出しますと、実は個々人が、ばらばらな削減率になってしまいます。それで、これは不公平が生じることと、それから制度が複雑化して事務の煩雑につながるということから削減率はこれまで同様1・2級、3・4級、5級、6級に該当する4段階の統一したもので、継続をしたいと思っております。この統一した削減率を維持しなおかつ現在の給料の額を下回らないよう調整をいたしますと、人によっては若干給料の額が増加する場合がありますが、今回の見直しの趣旨をご理解いただきたいと思います。そこで別紙4ページ、この単純に現給保



障をした給与と、それから率を調整して4段階の、新しい給料表から削減率を用いて現給を保障するという考え方ってやった場合のこの給与の額をここに示しておりますが、若干ふえる方もいらっしゃるというお話をしており説明をさせていただきましたが、一般会計で全体で約900万の増、それから全会計合わせますと、1,200万の増ということになります。また、昨年からちょっと話が出ておりました、同年代の4級、5級あるいは5級、6級の逆転現象の問題でございますが、今回5級と6級につきましてはこの今回の新給与に移行した見直しによって解消されますが、4級と5級につきましては実はここは解消されてませんで5級につきましては、変更前の11%から今回8%とさせていただいておりますが、最低保障すると8.2%になるんですけどこの8.2%を用いると4級と5級でまだちょっとなのですけど逆転現象があるということが判明しておりますので、そこを解消するために8.2から8%にしております。これに伴う財源について約30万円ということで先ほどお示しいたしました4ページのこの額の中に含まさっております。続きまして期末勤勉手当でございます。これにつきましては現在、自主削減を実施しておりませんのでこれは国に準拠し現給保障を実施するといたします。これということかという、まずは給料表が移行して基礎なる部分は新給料表という額を用いて計算いたしますが、ことしの3月31日にもらっている給与との差額については差額分も支給するという考え方になります。続きまして(3)でございます。単身赴任手当の見直しにつきましても、一部派遣職員に該当する部分がありまして、これは人事院勧告準拠し改正するものといたします。それから(4)の管理職員特別勤務手当の新設でございます。管理職にある職員は平日深夜または週休日等において勤務した場合においても、時間外勤務手当を支給されておませんが勤務を要しない日は災害などの臨時・緊急の必要性により特別に出勤して業務に従事する職員の負担が増大していることから、管理職手当を補完する目的で管理職員特別勤務手当を支給したいというふうに考えてございます。それで、先ほどの人事院勧告で出たこの手当でしているのは、平日の深夜ということで説明をさせていただきましたが実は週休日等に勤務した場合においては既に、国のほうは確か平成22年度の段階でもう実施しております。ただそのときに本町はこれを見送ったという経過でございます。これも含めて、今回見直しをさせていただきたいということでございますが、今までどうやってきたのかということ、もちろん週休日等の勤務につきまして管理職につきましては振りかえ前提でございます。それをどこかで休むということなのですが、あくまでも振りかえにつきましては、何日に勤務するよということをあらかじめ、文書で提出してこのかわりにいつ休むのかというのを全部指定して決めていたというのが現状でございますがこれが基本でございますが、ただ最初からわかる今度牛肉祭りあるからその日休みますのでこの日振りかえますというものがわかれば、それはそれで対応いたしますがやはり災害になった場合には緊急ですのでそれを構わないとかなわないということで、実際は休めてないという部分も現状としてありますし、もちろん平日夜夜中に出てきて徹夜するという場合もありますし、その場合は今まで何も手当にできなかったというような現状でございます。これにつきましては今回見直しを行いたいというふうに考えてございます。3ページにつきましては、まず週休日等に勤務した場合についていかにして1万2,000円を超えない範囲で

平日深夜勤務した場合は、1回6,000円を超えない範囲内ということで規則により定めたいというふうに考えてございます。それから、続きまして自主削減率特別職の関係でございまして、特別職につきましては同じ財政健全化のためプランでもお示しているとおりの、自主削減率を変更せず引き続き1年間継続するというように考えてございます。削減率等については、ここに記載のとおりでございまして、以上で、議案第31号及び特別職等にかかわる独自の削減の説明を終わらせていただきまして、また、議案のほうに戻らせていただきます。

次に議案第32号のご説明をしたいと思います。議案第32号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。32-3 ございます。議案説明及び新旧対照表をお示ししておりますが、まず特別職の給与の自主削減につきまして、平成27年度においても継続するための改正でございまして、もう1つは地方教育行政法の改正に伴い教育長が常勤の特別職となることにより教育長に係る給与及び旅費の支給について、この条例に追加するための改正でございまして、なお、附則の（経過措置）により、現教育長の任期までは改正前の条例を適用することとしております。32号でございまして。

続きまして、議案第42号をご説明いたします。議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について。教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。議42-3 議案説明でございまして、地方教育行政法の改正によりまして、教育長が常勤の特別職となることにより本条例で規定されていた内容は先ほど議案第26号で説明いたしました、教育委員会教育長の服務に関する条例及び議案第32号の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例で規定したことから、本条例は廃止するものでございまして、また、現教育長の給与の自主削減を継続するため合わせて廃止前の条例を改正するものであります。なお、附則の（経過措置）により現教育長の任期までは廃止前の条例を適用することとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第31号、第32号及び42号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておきたいことがある方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 1点だけを確認します。今まで説明あって、新たな教育行政組織が変わって教育長の扱いいろいろあったんだけど、この前段で読み落としているかわからないのだけど、必要かどうかわかんないんだけど教育長の設置条例っていうのはないんだろうか。今度副町長設置条例ってなっているよね。教育長の設置条例なければ、今度教育行政のほうで、それはそういうことを整理されているんですか。副町長と同じくさせていいんだろうか。独立してないですよ。教育長。

○議長（山本浩平君） 設置条例の必要性あるかないかですね。暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時11分

---

再 開 午後 3時12分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 教育長のその設置条例の必要性の有無につきましては、基本的にその法に基づいて設置の義務があつてなおかつ、その法で条例で定めなければならないとした場合には、条例で定める必要があるとは考えますがそれがない場合はもう法で守られているということで、法によって各自治体はその設置義務が発生するというふうに解釈いたしますが、その辺はちょっと再度持ち帰って必要性については、もう一度その法の部分を確認させていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） では後ほど明日でも構いませんし、回答してください。ほかに。

13番、前田博之君。

○13番（前田博之君） ただ副町長の場合は地方自治法で置くことになってて、そして単独で町条例でつくってますから。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩いたします。

休 憩 午後3時13分

再 開 午後3時14分

○議長（山本浩平君） 会議を再開いたします。ほか、質疑ございます方。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 説明していただいたんですけども、こちらのほうの説明の中の、新旧給与比較ということで全会計1,271万2,000円の増額となりますよってということなんですけど、これは給料だけですよ。1年間の期末手当とか全部入れたら幾らとかってあるんですか、これも全部含めてっていうふうに考えていいのかしら。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） あくまでも給料だけです。期末手当は入っておりません。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございます方は、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって第議案第31号、第32号及び第42号の議案説明を終了いたします。

日程第17、議案第34号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは皆さん、議34-1議案第34号、白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について。白老町立保育所条例中一部改正の条例案のとおり決定するものとする。平成27年3月23日提出。白老町長。本文は省略いたします。では議案説明34-2をご覧ください。白老町立保育所条例の一部改正について、児童福祉法の一部改正に伴い、保育所の設置目的規定が改められたほか、子ども・子育て支援法が平成27年4月に施行さ

れることに伴い、利用者負担額（保育料）の徴収に関する規定を条例で定める必要があり、所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものである。では、新旧対照表議 34-3 を見てください。改正前と改正後ということで、左が改正前、右が改正後です。第 1 条のほうのアンダーラインところ、保育に欠けるというところが、ここが保育を必要とするという言い方になっております。ここの部分が文言の訂正になっております。そして第 5 条、その右側の改正後の利用者の負担額いわゆる保育料の部分です。第 5 条に、保育料として利用者負担額を徴収するのだということです。そして利用者の負担額は子供保護法に基づいて決めていくんですよとそして減免についても含ませています。このポイントとしては文言修正、保育に欠けるを保育の必要に変えた。そして、もう 1 つは利用者の負担額を明示したと。この 2 つの改正によってこの一部改正はされております。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 34 号の議案についての質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 34 号の議案説明を終了いたします。

日程第 18、議案第 35 号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

坂東こども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは議案第 35 号、議 35-1 を開いてください。白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について。白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。本分は省略いたします。議案説明を読まさせていただきます。35-2 です。白老町放課後児童クラブ条例の一部改正について、平成 24 年 8 月に児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項が改正されたことに伴い、本町が実施している放課後児童クラブの対象児童を、現在の「小学校 1 学年から 3 学年に在学している児童」から「小学校に在学している児童」と拡大し、児童の健全育成を図るため、本条例の一部を改正するものであります。新旧対照表を見ていただきますと、白老町放課後児童クラブ条例新旧対照表です。改正前と改正後があります。第 1 条のアンダーライン引いているところ、小学校低学年の児童を小学校に在学している児童ということで、対象児童を 3 年から 6 年まで上げております。小学校に在学している児童はこの昼間保護者不在となる家庭については、拡大したということでございます。そしてそれに伴いまして、対象児童のところも第 4 条で町内の 1 学年から 3 学年に在学している児童を町内の小学校に在学している児童というように直してあります。もとに戻りまして、議 35-1 のとおり一応今回の支援法に基づく施行でございますので、当然、平成 27 年 4 月 1 日からの施行ということです。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 35 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 35 号の議案説明を終了いたします。

日程第 19、議案第 36 号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 議案第 36 号、議 36-1 を見てください。白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について。白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。本文は省略いたしまして、議 36-3 のほうを見ていただきますと、議案説明です。議案説明をさせていただきます。白老町子ども発達支援センター設置条例の一部改正について。平成 24 年 4 月に児童福祉法及び障害者総合支援法が改正されたことに伴い、特定相談支援及び障害児相談支援事業が新設され、障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用するすべての障害児に対しサービス等利用計画書の作成が義務づけられたことで本人主体の適切な支援や相談を受けられることから、白老町においても支援センターにおいて当該支援事業を開始するため、本条例の一部を改正するものとものである。

続きまして、議 36-4、36-5 の、新旧対照表がございますので、そちらのほう見てください。ちょっと長いんですけども、こちらが改正前と改正後ということで、ポイントとしては、この（1）第 3 条の支援センターは次に掲げる業務の中で児童福祉法の部分の改正そして障害者総合支援法の改正と、この 2 つがあってそれに基づいて支援センター法の掲げる事業を事業化されております。1 番のポイントは、児童発達支援及び同条第 4 項に規定する、児童発達及び放課後児童デイサービスについて、当然今やっておりますが、それを文言に書いてあります。それから、（2）障害児相談支援事業としてここにその下のほうに基本相談支援及び計画相談支援を行う特定相談支援事業これは入ってきております。この 3 つということなのです。そして早期療育という形です。利用者の範囲についても書いておりまして、ここで注意すべきところは、ここの 2 号の、アです、通所受給者証の交付を受けたものということであるという形です。そして利用料についても第 5 条に載せておりまして、利用料の減免自体が第 6 条に載せてあります。このポイントとしては、平成 27 年度 4 月まで実は 24 年の 4 月から 3 年間猶予があったです。それでこの発達支援センターと 27 年の 4 月から今度は特定相談支援事業者ということ事業所ということで、開設するというものから法律を整備したということがございます。以上です。

○議長（山本浩平君） ただいま、議案の説明が終わりました。

これより議案第 36 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 36 号の議案説明を終わります。

日程第 20、議案第 37 号白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての、議案について説明をお願いいたします。

田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 議 37-1 をご覧ください。議案第 37 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

議 37-3 をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第 1 条 この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の白老町介護保険条例第 4 条の規定並びに第 6 条の規定は平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険については、なお従前の例によるものでございます。

議 37-4 をお開きください。議案説明でございます。介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、第 1 号被保険者の介護保険料率に関する基準が標準 6 段階から標準 9 段階に改正され、平成 27 年度を初年度とする白老町介護保険事業計画（第 6 期）の策定の基づき、その段階ごとの介護保険料額について改正する必要があるほか、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、介護保険法の一部を改正され、市町村において実施する新たな地域支援事業の実施の猶予に関して条例を定める必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

議 37-5 から 7 ページまでの新旧対照表につきましては記載のとおりでございます。なお改正内容につきましては、議 37-7 の次のページの説明資料でご説明いたします。1 番目の介護保険料の改正についてでございます。まずは平成 27 年度から平成 29 年度までの第 1 号被保険者の介護保険料基準額は改正率 14.2%とし現行月額が 4,778 円から 5,455 円に金額を改正するものであります。介護保険料の所得段階につきましては国の標準改正に準じ現行の 6 段階から 9 段階に改正するものでございます。お示している表は改正前と改正後に分け区分では所得段階、対象者、乗率、保険料年額とし対象ごとに表示しております。改正後についてでございますけれども、介護保険料の基準となる段階は第 5 段階となります。第 1 段階の保険料年額の欄の米印 2 についてご説明いたします。国の制度改正に基づき、平成 27 年度から平成 28 年度までは最も所得が低い第 1 段階層への保険料軽減強化策として、乗率 0.5 から 0.45 へ引き下げをするため所要の改正を今後行う予定となります。

次に第 2 段階の乗率欄の米印 3 につきましてご説明申し上げます。国の標準で示す乗率の 0.75 を採用した場合にほかの段階層より引き上げ率が突出することから、国の標準例示より 0.05 を引き下げし本町では第 2 段階の乗率を 0.7 とし標準化することといたします。

次のページに移ります。2 番目の新たな地域支援事業の実施時期の猶予についてございま

す。平成 26 年に医療介護相互確保推進法の施行に伴い、介護保険法が改正されました。改正後の新たな総合事業在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に係る規定の施行日は平成 27 年 4 月 1 日とされておりますが、国では円滑な移行のために 2 年間の猶予期間が設けられており市町村は条例で定めることにより、平成 29 年 4 月 1 日から新しい総合事業の開始が可能となっております。新たな介護予防・日常生活支援総合事業は通称総合事業といいますが、この総合事業は市町村が中心となって地域の実用に応じて多様な主体が参画し多様なサービスを充実させることで地域の支え、体制づくりを推進するものでございます。改正内容につきましては、構成図でご説明いたします。介護保険制度は現行では要介護 1 号の方が利用する介護給付と要支援の方が利用する介護予防給付と地域支援事業から構成されております。見直し後では要支援の方が利用する介護予防給付のうち、現在全国一律に標準と報酬を定めて実施している訪問介護と通所介護が一致し地域支援事業の新しい総合事業に移行され、市町村が給付ではなく事業として実施することとなります。また、包括支援事業のうち新たに加わった内容点では、在宅医療・介護連携の推進の認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備となっております。なお、実施時期につきましては表に示しているとおりでございますけれども、今後推進していく中で予定時期より早まる可能性があります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 37 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 37 条号の議案説明を終わります。

日程第 21、議案第 38 号 白老町介護保険事業の人員、設備及び任命の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 議 38 をお聞きください。議案第 38 号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。附則でございます。この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。議 38-2 をお聞きください。議案説明でございます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。議の 38-3 をお聞きくださ

い。新旧対照表でございます。改正前の第7条を第9条とし、第6条の次に2条を加え要支援者のケアプラン作成事業を担う介護予防支援事業者の指定と運営等に関する改正内容となっております。改正後の第7条は指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件となっております。第8条は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等を実施するための効果的な支援の方法に関する基準を定めてございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第38号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第38号の議案説明を終わります。

日程第22、議案第39号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 議39-1をお開きください。議案第39号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする平成27年2月23日提出。白老町長。附則でございます。この条例は平成27年4月1日から施行する。次のページの議案説明でございます。現在の短期入所居室10床のうち5床を減らし、その5床を一般居室に転換、増床することで、自宅待機者の解消及び町民の利便性の拡充を図るべく、それらの定員を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。次のページの新旧対照表でございます。一般居室が50名から55名に短期入所居室が10床から5床に改正するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第39号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方どうぞ。2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 1点だけちょっと簡単なこと伺います。短期入所居室の10床を5床に減らすということなのですが、ここは数年で構いません。去年26年度ので構いませんけれども、ショートステイと言われるその10床の利用というのはどれぐらいだったのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 短期入所の利用率でございます。今年度一応1月までの実績でございますが、44.7%ということで大体1日当たり4.5人くらいということになります。昨年が25年度につきましては41%、4.1人ということで大体今までの日数が利用人数につきましては、50%は月によっては50%を超える月もございますが平均すると50%を超えている年度は、今までではございませんでした。



○議長（山本浩平君） よろしいですか。ほか、何か聞いておきたいことがある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 39 号の議案説明を終わります。

日程第 23、議案第 40 号 白老町畜犬取締まり及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

中村町民活動担当課長。

○生活環境課長民活動担当課長（中村英二君） 議案第 40 号でございます。白老町畜犬取締まり及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例につきましては、附則で記載のとおり平成 27 年 4 月 1 日から施行する予定でございます。内容につきましては、議 40-4 のページをお開きいただきたいと思います。白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例の新旧対照表でご説明申し上げます。アンダーラインのところでございますが、改正前第 4 条第 1 項の見出し蓄犬の飼育を遵守事項に改め、同条第 2 号に第 3 号及び第 4 号を加えて、蓄犬の飼育者が守るべき項目を追加し強化するものであります。次に第 7 条に第 2 項を追加して、加害蓄犬の飼育者が町長の命令を履行しないときは行政代執行法の例により処分などを可能とするものであります。今後におきましては蓄犬の適正な飼育に関する遵守事項を強化明確化し、また不適切な飼育管理を行う飼育者に対する適正な対処を可能とすることにより、町民の安全安心な暮らしを守るため本条例の一部改正するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 40 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 40 号の議案説明を終わります。

日程第 24、議案第 41 号 白老町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長

○総務課長（大黒克己君） 議案第 41 号をご説明いたします。議案第 41 号 白老町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。白老町行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。議 41-4 をお聞きください。議案説明でございます。平成 26 年 6 月 13 日付けで行政手続法の一部を改正する法律が制定、本年 4 月 1 日に施行されます。主な改正内容につきましては、行政指導する際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止の求め及び処分等の求めについての手続が新たに整備されております。法の趣旨にのっとり制定された本条例についても同様の規定を設け、当該手続等を整備するため、改正するものであります。補足説明をいたします。本町の機関が行う法律及び法律に基づく命令については、行政手続法が適用されます。しかし、行政指導や条例等に根拠のある処分については法の適用とな

りません。このため、本町では法第 46 条の規定に基づき白老町行政手続条例を制定し、法による取り扱いと差異が生じないように均衡を図っております。この度、法の改正により新たな手続等が設けられたことから一部を改正するものでございます。改正の内容につきましては、まず行政指導の方法についてでございます。町の機関が行政指導する際に許認可等をする権限または許認可に基づく処分をする権限を行使しうる旨を示すときはその相手方に対して、根拠等を示さなければならないというものでございます。2つ目として、行政指導の中止等の求めについてということで法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないのではないかとと思われるときは行政指導した町の機関に対しその旨を申し出て行政指導の中止、その他の必要な措置をとることを求めることができるものがございます。3番目処分等の求めについてということで、これは当事者ではない何人もいうところもありますけど、何人も法令に違反する事実がある場合においてその是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思われるときは、処分また行政指導する権限を有する町の機関に対しその旨を申し出て、処分また行政指導することを求めることができるものがございます。また、申し出を受けた町の機関は必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは当該処分または行政指導をしなければならないとするものがございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 41 号の議案に関しての質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 41 号の議案説明を終わります。

日程第 20 号、議案第 43 号 白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは、議案第 43 号、議 43-1 をお聞きください。白老町の保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について。白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のとおり決定するものとする。平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。続きまして次のページ、議 43-2 議案説明いたします。白老町の保育の実施に関する条例の廃止について。これまで保育については児童福祉法第 24 条第 1 項の規定により、本条例で保育に欠ける要件を定めて保育を実施していたが、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則の公布に伴い、小学校就学前子どもの保育の利用申請に際しては、市町村が保育の必要性の認定等を行うこととされたことから、本町においては、国の基準を参酌し、保育の必要性の要件等を定めた「白老町保育の必要性の認定の基準に関する規則が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例を同日廃止するものがございます。補足説明いたしますと、平成 26 年 9 月 4 日に、白老町保育の必要性の認定の基準に関する規則がすでに制定されておりますの

で、それがこの中に保育の必要性基準が載っておりますので、この中で実施したりということございますので、今回さきの保育の実施に関する条例を廃止させていただきます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 43 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 43 号の議案説明を終了いたします。

日程第 26、議案第 44 号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての議案について説明をお願いいたします。

高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） それでは議 44-1 をお聞きください。議案第 44 号白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。白老町は過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するに当たり、地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により議会の議決を求めるものであります。議 44-4 ページをお聞きください。議案説明です。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が昨年 4 月 1 日に施行され、本町が新たに同法に基づく過疎地域として公示されたことから同法第 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経て本計画を策定したところであります。当初計画では平成 27 年度に策定予定の地方版総合戦略の重要な要素の 1 つとなり得る民族共生の象徴となる空間整備に関する記載が不足して箇所があることから、今後の地方版総合戦略の策定を民族象徴空間に関する事業等の記載を追加するとともに、当初計画策定時には想定されていなかった事業等についても、記載の修正追加等の変更を行おうとするものであります。なお、変更内容については北海道とあらかじめ協議を行っております。変更内容についてご説明いたします。

議 44-2 ページ、新旧対照表でございますが、全て追加事項でございますので、変更後のアンダーラインのところを読み上げます。まず、基本方針と施策について目標の観光の部分について、加えて、国立博物館の開設も含めた「民族共生の象徴となる空間」の一般公開が平成 32 年に予定されていることから、象徴空間の一般公開を契機とした地方創生を目指し、観光交流拠点の整備や雇用機会の創出など、新たな観光需要に対する取り組みを促進するという文言を追加いたしました。次に（2）産業の振興についての 19 ページ、その対策のアからスの次のセという部分に象徴空間の整備に向け、町内活性化プランを策定し、官公民面一体となった推進体制の確立・活性化事業推進するとともに、国内外からの観光客受け入れ体制の強化を図るといふものを追加いたしました。同じところの（3）計画の中で事業名（9）過疎地域自立促進特別事業の中の事業内容として、枠の下から 2 番目です。農地地図情報システム運用事業、システム活用による農地の現況把握、維持管理に事業主体は町、それと 1 番下の欄ですが多面的機能支払交付金事業、農村の多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動費の一部を助成実施したいと。次のページいきます。民族共生の象徴となる空間整備促進事業、町内活性

化プランの策定、推進体制の確立、活性化事業促進、事業主体町。まちづくり会社導入検討事業、まちづくり会社導入検討の実施。事業主体町。中心市街地再生整備・活性化計画策定事業、効率的かつ機能的な中心市街地整備・活性化のための計画を策定。事業主体町。続きまして、3番目の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の整備というところで23ページですが、(3)計画の事業名(1)の事業内容として、長寿命化修繕計画の策定及び改修を追加しております。次に4生活環境の整備の27ページ、計画の中で(7)過疎地域自立促進特別用の事業内容として、1番下の欄、子育て世代・移住者定住促進事業、町有宅地購入に係る宅地取得費用を助成。事業主体町を追加しております。最後に、8地域文化の振興等の37ページ、その対策のアイとして、ウ、アイヌ文化伝承保存において重要な役割を担う一般財団法人アイヌ民族博物館の運営を支援するを追加しております。そして(3)の計画の中で、(2)過疎地域自立促進特別事業の1番下の欄にアイヌ文化基盤強化対策事業として、アイヌ民族博物館活動運営費用の一部を助成。事業主体町というものを追加しております。その変更後の計画につきましては、議44-4の次に変更後の計画を添付させていただいており、今の追加事項が記載されております。以上です。

○議長(山本浩平君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第44号の議案に関する質疑を許します。特に聞いておく必要のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第44号の議案説明を終わります。

日程第27、議案第45号 定住自立圏形成協定の締結についての議案について説明をお願いします。

高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長(高橋裕明君) それでは、議45-1をお開きください。議案第45号 定住自立圏形成協定の締結について。次のとおり苫小牧市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて白老町議会会議条例第7条の規定により、議会の議決を求める。平成27年2月23日提出する。白老町町長。まず、先に議45-8をお開きください。議案説明です。東胆振圏域における定住自立圏構想の推進については、昨年5月に開催された平成26年度東胆振広域圏振興協議会総会における合意形成、7月の苫小牧市による「中心市宣言」以降、定住自立圏構想の協定の締結に向けた協議を進めてきたところでありますが、今般、協定内容についての協議が調ったことから、苫小牧市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて白老町議会会議条例第7条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。制定ですので、まず協定書の中で内容を読み上げます。

議45-1にお戻りください。定住自立圏の形成に関する協定書。苫小牧市(以下「甲」という。)は、定住自立圏の形成に関し次のとおり協定を締結する。(目的)第1条、この協定は、中心市宣言を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形

成すること目的とする。(基本方針)第2条、甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取り組みにおいて相互に役割を分担して連携を図るものとする。(連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担)第3条、甲及び乙が連携して取組政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取り組みにおける甲及び乙の役割は別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。(1)生活機能の強化に係る政策分野(別表第1)、第2号結びつきやネットワークの強化に係る政策分野(別表第2)、第3号圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野(別表第3)。(事務執行に当たっての連携及び分担)第4条、甲及び乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。第2甲及び乙は、別表第1から第3までに定める取組を推進するため、これらの表に規定するもののほか必要な費用を生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。第3項第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに別表第1から第3まで及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。(協定の変更)第5条、甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。(協定の廃止)第6条、甲または乙はこの協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。第2項前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。第3項この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、この協定の効力を失う日を甲乙同意して別に定めたときは、この限りではない。(疑義の解決)第7条、この協定に定めのない事項又はこの協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。ということで次に、議45-4から別表第1、第2、第3と記載されていますが、それは補足説明資料でご説明いたします。議45-8の次のページでございます。今の続きですので2番からちょっと説明させていただきます。定住自立協定の概要としての表になっている下段の部分ですが、別表第1、生活機能の強化に係る政策分野として、第1号医療。内容は、医療情報のネットワーク化と広域救急医療体制の充実及び病診連携であります。第2号福祉に関しましては、内容として高齢者等の見守りSOSネットワークであります。第3号教育につきましては、生涯学習機会の充実と図書館相互利用の促進であります。第4号産業振興につきましては、地域ブランドの推進と鳥獣害防止事業の推進であります。第5号防災につきましては、防災体制の充実、第6号環境につきましては、循環型社会の構築ということでございます。別表第2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野といたしまして、第1号地域公共交通。内容は、地域公共交通の維持確保等利用促進であります。第2号交通ネットワークの整備促進につきましては、圏域内における交通ネットワークの形成。第3号生産者と消費者との連携による地産地消につきましては地産地消の拡大。第4号移住交流につきましては、移住交流促進。第5号その他の結びつきやネットワークの強化に係る連携としては、広報連携による情報提供

であります。別表第3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野として、第1号宣言中心市等における人材育成として、職員の合同研修等の実施ということが協定の項目として入っております、この協定に基づいて推進される具体的な取り組みは、今後作られる定住自立圏共生ビジョンの中に記載される予定です。戻りまして上段のこれまでの経過と今後の予定という部分ですが、先ほど申しましたように昨年の5月に合意が得られ7月に中心市宣言をし、9月には議会の議決事件として追加議決しております。この3月に協定の締結議決後にこれが定住自立圏の形成方針となります。そして、新年度4月に圏域住民で構成する、要するに1市4町ですけれども構成する圏域共生ビジョン懇談会というものを設置いたします。そして、その懇談会で共生ビジョンを策定していくということになります。9月頃ですけれども、この定住自立圏共生ビジョンに基づいて取り組みを展開を開始するというところでございます。この米印の1、共生ビジョン懇談会についてであります、中心市いわゆる苫小牧市が生活機能確保の役割を担う民間や、地域の関係者圏域住民で構成する懇談会で検討し、協定締結した他の市町村との協議の上で定住自立圏共生ビジョン、おおむね、5年間の計画的なものであります、それを策定し圏域の将来像、また、具体的な取り組み内容とその成果など、このビジョンの中で決めていきます。そして、9月取り組み展開につきましては、米印2ですけれども、定住自立圏共生ビジョンができましたら中心市と近隣市町村が役割分担した上で具体的な取り組みを進めるわけですけれども、取り組みの成果を勘案しながら毎年度見直しを進めていくということになります。以上、説明を終わります。

○議長（山本浩平君） ただいま、議案の説明が終わりました。

これより議案第45号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 定住自立圏協定が今回結ばれてやるというようなのですけれども、そうしましたら、イメージとして、苫小牧を中心として白老から胆振東そして登別からしたら室蘭もこの方な胆振が2つの形で、それぞれやってくというふうにイメージしてよろしいのでしょうか。それともそれとは全く関係なく、ただこういうふうにやっていると理解していいのでしょうか。その辺の考え方はちょっとよくわかんないので、そこだけ教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） この定住自立圏っていう考え方ですけれども、この議論の進み方は、先ほど申しましたように昨年の東胆振の広域の振興協議会を中心にした東胆振の1市4町これまでも連携して進めてきた組織ですけれども、その東胆振については苫小牧市が中心市としてその周辺の圏域で人口をとめたり生活機能を賄ったりという圏域をつくるという目的でこの定住自立圏ですので、今回の圏域は苫小牧市を中心市とする1市4町が圏域であるということになります。西胆振は既にできています。あの、室蘭市を中心にして。

○議長（山本浩平君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 45 号の議案説明を終わらせていただきます。

日程第 28、議案第 46 号 農用地の災害復旧についての議案について説明をお願いいたします。

石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 議案第 46 号についてご説明をいたします。議 46-1 をお聞きください。議案第 46 号農用地の災害復旧について。農用地の災害復旧について、農地改良法第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 88 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。1 災害の名称、平成 26 年 9 月豪雨災害。9 月 9 日から 9 月 12 日に事業名及び箇所番号①石山 2 地区農地災害復旧事業 578-201、②石山 3 地区農地災害復旧事業 578-202、③石山 4 地区農地災害復旧事業 578-203、④竹浦 1 地区農地災害復旧事業 578-204、⑤竹浦 2 地区農地災害復旧事業 578-205、⑥竹浦 3 地区農地災害復旧事業 578-206 でございます。次に議案説明でございます。農用地の災害復旧について、平成 26 年 9 月 9 日から 10 日にかけて発生した局地的豪雨（最大 24 時間雨量 253 ミリ）の影響により町内河川の氾濫し、農用地に土砂が堆積する被害を受けた被害箇所（石山地区及び竹浦地区）の災害復旧を早急に施行するため、土地改良法第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 88 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。それでは次のページの議案説明資料でございます。災害復旧事業の箇所と、それから工事概要及び査定額でございます。①578-201、石山 2 地区農地災害復旧事業天地返し工 1.71 ヘクタール、査定額 128 万 9,000 円。②578-202、石山 3 地区農地災害復旧事業天地返し工 1.1 ヘクタール、査定額 51 万 8,000 円。③578-203、石山 4 地区農地災害復旧事業天地返し工 1.17 ヘクタール、査定額は 55 万 8,000 円。④578-204、石山竹浦 1 地区農地災害復旧事業天地返し工 5.83 ヘクタール、査定額 292 万 6,000 円。⑤578-205、竹浦 2 地区農地災害復旧事業天地返し工 4.43 ヘクタール、査定額 220 万 1,000 円。⑥578-206、竹浦 3 地区農地災害復旧事業天地返し工 4.48 ヘクタール、査定額 227 万円でございます。次のページでございますがこちらにつきましては災害復旧の箇所を示した地図でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 46 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。14 番、及川保議員。

○14 番（及川 保君） 単純なご質問なのですが、課長これ天地返し工というのはどんなことなのですか。

○議長（山本浩平君） 石井経済産業課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 天地返し工法です。堆積した表土とそれから下にある農地の表土をひっくり返すという工法ですが天地返し工法になります。大体表土の深さが 15 センチぐらいですと大体 15 センチですから 30 センチぐらいひっくり返すということになります。上と下がひっくり返るといふ形になります。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 46 号の議案説明を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。ここであらかじめ通知いたします。明日 10 時より引き続き議案説明会を再開いたしますので、各議員におかれましては、出席方よろしくお願いをいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午後 4 時 12 分）